

令和5年3月15日（水）

於・ AP日本橋 Gルーム（Web併用）

## 第39回

太平洋広域漁業調整委員会

議事速記録

1. 日時：令和5年3月15日（水）13：30～16：10

2. 場所：AP日本橋 Gルーム（Web併用）

3. 出席委員等

**【会長】**

学識経験 北門 利英

**【都道府県互選委員】**

青森県 竹林 雅史

福島県 鈴木 哲二

茨城県 高濱 芳明

千葉県 石井 春人

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 高田 充朗

愛知県 鈴木 輝明

三重県 浅井 利一

和歌山県 片谷 匡

徳島県 豊崎 辰輝

高知県 前田 浩志

大分県 濱田 貴史

宮崎県 山田 卓郎

**【農林水産大臣選任委員】**

漁業者代表 鈴木 宏彰

漁業者代表 長島 孝好

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 中田 勝淑

漁業者代表 井上 幸宣

**【参考人】**

菅原 美德（全日本釣り団体協議会）

桜井 駿（一般社団法人日本アングラーズ協会・クロマグロ遊漁船事業者協議会）

柏瀬 巖（公益財団法人日本釣振興会）

森 聡之（NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会）

#### 4. 議題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

①令和5年度資源管理関係予算について

②その他

午後1時30分 開会

○三上補佐 それでは定刻となりましたので、ただいまから第39回太平洋広域漁業調整委員会を開催させていただきます。

私は、本委員会事務局となります水産庁管理調整課資源管理推進室の三上と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。座らせていただきます。

本日は都道府県互選委員でございます北海道の川崎委員、岩手県の大井委員、宮城県の關委員、愛媛県の佐々木委員、そして大臣選任委員でございます福島委員、小玉委員、関委員及び花岡委員が事情やむを得ず御欠席となっておりますけれども、委員定数28名のうち、定足数でございます過半数となります20名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条の規定により準用いたします同法第145条の規定に基づきまして、本委員会は成立していることを御報告申し上げます。

それでは早速ですけれども、今日はウェブで御出席いただいております北門会長に以降の議事進行をお願いしたいと存じますけれども、円滑な議事進行のため皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では北門会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○北門会長 はい。ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○三上補佐 大丈夫です。お願いいたします。

○北門会長 改めまして、会長の北門でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様をはじめ関係の皆様におかれましては御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の交代について御報告いたします。

本委員会の委員は、都道府県海区互選委員18名と農林水産大臣選任委員10名により構成をされております。このうち大臣選任委員の漁業者代表でありました金澤委員におかれましては、昨年、委員の辞任について書面の提出がありまして、前回第38回の本委員会において同委員の辞任について皆様にお諮りをし、同意を頂いております。今般、新たに後任委員としまして宮城県沖合底びき網漁業協同組合の小玉祐樹理事が委員として選任されましたので、御紹介いたします。小玉委員におかれましては本日残念ながら御事情により欠席と伺っておりますが、皆様には今後よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席者を御紹介いたします。

本会場には、水産庁から斎藤管理調整課長、到着されておりますでしょうか。まだでし

ようか。

○三上補佐 すみません。事務局でございます。

少し遅れて参ります。申し訳ございません。

○北門会長 分かりました。それから、永田資源管理推進室長、松尾沿岸・遊漁室長のほか皆様の御出席いただいております。

また、本日はクロマグロの遊漁に関する委員会指示を検討するというので、これまでの委員会での議論を踏まえまして遊漁関係者の意見を聞く必要があるとのことから、太平洋広域漁業調整委員会事務規程第9条に基づき参考人から意見を求めることとしております。

参考人としまして、全日本釣り団体協議会常務理事の菅原美德様、一般社団法人日本アングラーズ協会・クロマグロ遊漁船事業者協議会事務局の桜井駿様、公益財団法人日本釣振興会常任理事、柏瀬巖様、ウェブでの御参加となっております。それから、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、森聡之様の4名の方に御出席をいただいておりますので、後ほど御意見を賜りたいと思います。なお、参考人は事務規程第9条2項に基づき会長が選任をしております。よろしく願いいたします。

また、斎藤課長におかれましては御到着され次第、御挨拶を頂きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

では議事に入ります前に、事務局より配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○三上補佐 ありがとうございます。事務局でございます。

本日の配付資料につきまして確認させていただきます。

最初に本日の委員会の議事次第がございます。その後に委員名簿、そして出席者名簿がございます。それから、本日の委員会で御説明する資料としましては資料1から3までをお配りしております、資料1につきましては枝番号が1番から4番までございます。資料2につきましては枝番号が1番から4番までございます。資料3につきましては枝番号はございません。

配付資料は以上となっておりますけれども、不足等ございましたら事務局の方までお申しつけさせていただきたいと思っております。

なお今回の開催方式につきましては、会場出席またはウェブ出席の併用による開催となっております。ウェブ出席されていらっしゃる委員の方々及び参考人の皆様方におかれま

しては、事前に事務局よりお送りしましたウェブ会議の進め方に従っていただきまして、マイクはミュート、消音を基本としていただきまして、御発言なさる際は先に音声又はチャット機能により御意思を表示等していただいた上で、会長から合図した後に御発言をお願いしたいと思います。また、会場に御出席の委員の方々、参考人の皆様方にもお願いでございますが、御発言がウェブ参加者にも伝わりますように必ずマイクを通じて御発言いただきますようお願いいたします。皆様、ウェブ会議にも慣れてきていらっしゃると拝察しておりますので、円滑な議事進行に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

すみません。会長。ただいま、斎藤課長、出席されましたので、よろしくお願いいたします。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

斎藤課長、御到着されたということですので、開催に当たりまして御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○斎藤管理調整課長 はい。管理調整課長をしております斎藤でございます。到着遅れまして申し訳ございません。

開会に当たりまして一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日御多忙中、御出席いただき誠にありがとうございます。また、コロナ情勢ですとか、あるいはロシアによるウクライナ侵攻の影響を受けて物価高が続いているということで、以前にも増して厳しい環境におきまして、日々国民に対する食糧の供給、地域経済の維持活性化に取り組んでおられます水産業界関係者の皆様方に、改めてお礼を申し上げたいと思います。

本委員会は、広域に分布回遊する魚種の資源管理に係る漁業調整を行うことを主な目的として平成13年の漁業法改正により設置された委員会であり、令和2年12月に施行された新漁業法においても設置規定が存続され、引き続き委員の皆様のお意見を承りながら本委員会の機能を果たしていくことが期待されているところでございます。

今般、大臣選任委員の方々が、昨年6月に開催されました後、コロナ禍影響等ありましたが、第6期任命委員がおそろいになっての初めて対面による御出席がいただけたということで、ウェブ会議が併用しておりますけれども、こういったこと大変うれしく感じているところでございます。

さて、令和2年の改正漁業法の施行に伴い、新たな資源管理を推進するため既にTAC魚種となっている資源からMSY、最大持続生産量でございますが、これの実現を目標とした形での管理の運用を進めているほか、他の水産資源についても水産研究・教育機構から逐次MSYベースの資源評価結果の公表、説明会の開催をいただき、水産庁ではこれを受け資源管理手法検討部会やステークホルダー会合の開催等を努めているところでございます。TAC管理の導入に際しましては、それぞれの資源ごとに小事の課題があり、しっかり検討していくことが必要となっておりますが、資源を増やし漁獲を増やし経営の安定や所得向上につなげたいという思いは漁業者の皆様も水産庁も同じと考えております。さらには加工流通業ですとか遊漁の方々も含む水産に関わる全ての人が同じ方向を向いて共に努力していくことで、豊かな海が取り戻せると考えております。

本日は特に太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示につきまして御議論いただくというふうなこととなっておりますが、地元では遊漁や観光に関することでいろいろなお話が持ち込まれたりするのではないかと思います。漁獲可能量といたしましては当面厳しい状況が続くと考えられますが、遊漁の適正な管理に向けた過渡期でもございます。引き続き御理解と御協力を頂けると本当幸いです。

こうした我が国周辺の水域における資源管理を進めていく上で、海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会における調整機能や委員会指示は非常に重要な位置づけを有するものであり、これからもその機能が発揮されるよう必要な情報提供などを行っていくこととしております。今後とも関係者の皆様の意見をお聞きしながら水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上や年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、本委員会が実り多いものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となるように、本日は活発な御議論をお願いいたしまして私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○北門会長 斎藤課長、どうもお忙しい中御臨席ありがとうございます。また、御挨拶ありがとうございます。

今チャットに千葉県さんの方から、声が聞こえないというふうに、音声聞こえないというふうにメッセージ届いていますけれども、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○石井委員 解決しました。

○北門会長 ありがとうございます。

では続きまして、続けたいと思いますけれども、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務局規定第12条により会長の私から御指名させていただきたく思います。

都道府県互選委員からは東京都、有元委員、それから大臣選任委員からは長島委員、以上お二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。どうかよろしく願いいたします。

それから、本会議場にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えいただきますよう、よろしく願いいたします。

はい。今、画面に議事次第お見せいただいておりますけれども、早速、議事進行、進めたいと思います。

では議題（１）の「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について」です。

クロマグロの遊漁については、令和３年３月に本委員会から発出した指示に基づき同年６月から新たな規制を開始し、30キログラム未満の小型魚については採捕禁止、30キログラム以上の大型魚については採捕の報告を義務づけしており、以降令和４年３月にも同様な指示を発出しております。令和４年度は、大型魚について全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合の採捕を禁止する旨の公示を行い、直近では、本年２月15日から３月末日までの間について遊漁による大型魚の採捕を禁止しているところです。

今回御審議いただく委員会指示案についても、現行指示の後継措置として４月以降の遊漁によるクロマグロの採捕に係る規制を行うものになるということです。

事務局より資料の説明をお願いいたします。

○松尾沿岸・遊漁室長 水産庁沿岸・遊漁室長の松尾でございます。よろしく願いします。

それでは資料ですけれども、資料右肩に1-1と書いてあります「太平洋広域漁業調整委員会指示第44号（案）の概要」を御覧ください。

それで「経緯」のところ、今、会長からお話があったようなことを記載しておりますけれども、遊漁によるクロマグロの採捕につきましては、令和３年６月から太平洋広域遊漁調整委員会指示により、30キロ未満の小型魚の採捕禁止、30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告義務づけ、それから、大型魚について全海区の採捕数量がT A C



制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合等は採捕禁止とするという措置が導入されました。

規制導入2年目となった本年度、令和4年度におきましては、令和4年6月25日から30日まで、7月16日から8月31日までの間、これは時期ごとの上限の目安を超えるおそれがあったため採捕禁止とし、さらに採捕数量の累計が年度を通じての上限の目安である40トンを超えるおそれが生じたことから、令和5年2月15日以降は委員会指示の有効期間中3月31日までは採捕禁止となりました。今般この現行の委員会指示の期間が3月末をもって終了することとなるため、その後継措置として、今年4月以降の遊漁によるクロマグロの採捕を制限する委員会指示を発出するというものでございます。

2ポツの委員会指示（案）の概要ですけれども、形式的あるいはマイナーな変更を除きまして現行の委員会指示を継続するという内容です。資料の2ポツにアンダーラインを付した箇所が変更点となりますが、内容としては（2）イの報告期限と（3）の指示の有効期間の2点だけが改正点となります。ただし指示の内容ではありませんが、（2）ウのところを書いてあります大型魚の採捕停止の期間指定の考え方につきまして、本年度の運用結果を踏まえ、さらに地域的、時期的な偏りが軽減されるよう見直しを行いたいと考えております。

委員会指示（案）の内容に移ります。

まず、2の（1）小型魚の採捕の制限ですが、これは現行の委員会指示と全く同じで、採捕は禁止、意図せず採捕した場合は直ちに海中放流となっております。

次に（2）が大型魚ですが、アの保持尾数制限、いわゆるバググリミットについては現行指示と全く同じです。1人1日当たり1尾を超えて保持してはならない。保持した人が別の大型魚を採捕した場合は、当該個体を直ちに海中に放流しなければならないこととしています。

続いてイの採捕重量等の報告につきましては、現行の委員会指示から報告期限を変更し、陸揚げの日から10日以内であったものを5日以内に短縮しております。これは、時期ごとまたは年間の採捕数量が上限に迫って採捕禁止とした際に、その事後報告が積み上がるのを、そういったリスクを極力抑えるという目的によるものです。その他、報告事項や方法については変更ありません。

次に（2）のウと次のページのエですけれども、これは委員会会長が期間を定めて遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨公示し、期間中は採捕禁止、意図せず採捕した場合は

直ちに海中放流という内容で、委員会指示の内容自体は現行指示と全く同じですが、ウのところに書いてあります「期間指定の考え方」のところで、この採捕禁止期間を公示するタイミングと指定する期間について現行から変更を加えています。

2 ページ目の表を御覧いただきたいのですが、まず本年度につきましてはこの表と違ひまして、時期を6月、1か月、それから7・8月の2か月、9・10月の2か月、11・12月の2か月で区切りまして、それぞれの時期ごとに10トンの目安を超えるおそれがある場合、その時期の末日までを期間として指定して採捕を禁止することとしておりまして、その結果、先ほど説明しましたとおり、令和4年6月25日から30日まで、7月16日から8月31日までの間、採捕禁止となったわけですが。この7月後半から8月末まで丸ごと夏場の遊漁が禁止となったということについて、特にその時期に漁場が形成される日本海の北の方の海域の遊漁者あるいは遊漁船業者の方から、非常にここは偏りがあった、不公平だったという御意見を多く承っているところです。他方で9月から12月にかけてはまた遊漁で採捕可能になったわけですが、結果として採捕が停止になることはなく、採捕数量もさほど積み上がりずには推移しました。一方で、年が明けてからは1月以降は太平洋側でまとまった採捕が報告されまして、結果として2月15日に採捕禁止となったわけですが、このことを通じて年明け以降も一定の漁場を残しておく必要があるということが認識されました。

こうした今年度の運用結果を踏まえまして、令和5年度につきましては、この表にありますように7月と8月を1か月ずつに分けて、逆に9月から12月をまとめて、それぞれ表の下段の数量を目安に採捕禁止とすることとしたいと考えております。それぞれ、5トン、8トン、8トン、8トン、5トンとしております。また、年明け令和6年1月から3月までの数量の考え方につきましては、表の下の※印に示しておりますが、おおむね40トンと4月から12月までの採捕数量の累計との差ということになります。仮にこの表のとおり採捕されていけば6トン残るということになりますが、他方で、本年度におきましては令和5年2月15日から採捕禁止にした段階で結果的に40トンを2.6トン超過する採捕数量となっていますので、この超過分をこの期間から差し引くことで調整したいと考えております。

なお、この40トンの根拠につきましては、令和4年度、今年度と同じでございまして、国の留保のうち遊漁による採捕に充当できる限界として現時点で想定されているものです。令和4年管理年度以降のクロマグロの国の留保は100トン程度とすることが決定されてい

ます。そのうち、昨年と同様の考え方で50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は調査船や実習船による漁獲への充当分として確保しておく必要があるため、その差引きが40トンということになります。

最後に（3）の「指示の有効期間」は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までで、これは沿岸漁業のTAC管理年度と一致するというようになります。

資料1-1の説明は以上です。

続きまして、資料1-2の方が委員会指示の本体ということになります。「太平洋広域漁業調整委員会指示第四十四号（案）」でございます。

内容としましては、既に御説明したことが反映されているものですので簡単に説明していきたくと思いますが、現行指示からの変更があった箇所というのが、形式的なものも含めて赤字で傍線を振っておりますが、当然のことながら公示の際にはこの装飾は外されず。

中身ですけれども、1番は定義です。現行指示から何も変更はありません。2は小型魚の採捕の制限に関する内容で、現行指示から変更はありません。3の大型魚の採捕の制限に関する内容につきましては、（1）は保持尾数の制限、現行指示から変更ありません。

（2）は次のページになりますが、報告義務に関する内容です。先ほど御説明したとおり、報告期限を陸揚げした日から5日以内に改めております。その他報告事項等については、変更はありません。（3）と（4）は採捕禁止期間の公示、期間中の採捕禁止等に関する内容で、現行指示から変更はありません。4の有効期間については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしています。5のその他も現行指示と同じ記載ですけれども、これは報告方法などに関して別に定める事務取扱要領の根拠となるものでございます。

続きまして、資料1-3がその事務取扱要領の案です。採捕実績の報告方法や留意事項、様式などを定めているものですが、これは現行指示に対する要領から変更はありませんので、改めての説明は省略させていただきます。

最後に資料1-4でございますが、これは委員会指示の違反者への対応方針です。これも現行指示に対する方針から変更はありません。1ポツとして水産庁が疑義情報に接した場合の調査・指導、会長への報告、2ポツとして報告を受けた会長による指導文書の発出、委員会への報告、3ポツとして違反が繰り返される場合の農林水産大臣の裏付命令の申請、その際の手続について、会長または職務代理の一任として後日委員会に報告することを定めております。

なお、この2番目の指導文書につきましては、令和4年5月に北海道周辺海域におきまして採捕禁止期間中にクロマグロを採捕したことが疑われる遊漁者に対して、調査の結果、委員会指示違反の事実が確認されましたので、令和5年2月21日付で会長名での指導文書を発出しておりますことを、ここに御報告いたします。

私からの説明は以上です。

○北門会長 はい。松尾室長どうも御説明ありがとうございました。考え方自体は現行のものと変わりなく、今年度の状況から時期と数量において変更の御提案があるということかと思えます。

ただいまの御説明につきまして、まずは参考人として御出席いただいております遊漁団体4名の方から順番に御意見を頂きたいと思えます。委員の皆様には、4名の方々からの説明を伺った後に、事務局からのコメントを確認し、その後、適宜質問、御意見等があれば承りたいと思えます。

それでは、まずは全日本釣り団体協議会常務理事、菅原美德様、よろしく願いいたします。

○菅原参考人 はい。全日本釣り団体協議会の菅原でございます。よろしく願いいたします。

総トン数、TACの総トン数6,244トンから156分の1の40トンということで、量に関してはちょっと、もう少し何とかならないのかなという気持ちはあるんですけども、資源が増えていけば、どんどんまた枠が増えて頂けるのかなと思っていますので、私どもとしては、これからもこの資源を大切に守りたいというふうに思っております。

私も一釣り人として、今まで1996年以前の夏の相模湾の風物詩というとカツオ・マグロ釣りというのが風物詩だったんです。その当時のマグロというのは本メジだったんですけども、なぜか1996年を境にして翌年にはもうほとんど見かけなくなり、さらにその年には全くなくなったという状態になっています。この、恐らく1996年というのが蓄養の始まりなんですよ。で、こここのところに来て、ここ近年、去年、おとし辺りから、また本メジが相模湾に戻ってきています。去年に至っては、もう9月から相当量の数がもう御前崎から犬吠沖までどこに行っても見られる。10年以前まえぐらいだったら大型魚も沖に行くと結構跳ねているのが見られたんですけども、こここのところ全然見られていなかったんですけども、やはり3年ぐらい前から、もう大島の沖とか、洲崎の沖合、犬吠の沖合、どこに行っても大型魚が跳ねているのが見える。それぐらい多分僕は資源が増えてい

るんだと思っているんですね。

なので、やはり我々一釣り人としては、TAC管理がある以上はそれにのっとった形で資源がどンドンどンドン増えてくることを祈りながら、指示に従う方針で行きたいと思っております。

以上です。

○北門会長 はい。菅原様どうもありがとうございました。

それでは次に、一般社団法人日本アングラーズ協会・クロマグロ遊漁船事業者協議会事務局の桜井駿様、よろしく願いいたします。

○桜井参考人 桜井でございます。よろしく願いいたします。

座って説明をさせていただきます。私の方からは資料を投映して御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、クロマグロ遊漁船事業者協議会の桜井と申します。よろしく願いいたします。

我々は特にこのクロマグロの遊漁の問題に特化して取り組んでおりまして、今回この広調委は3年目の出席ということで、当初このクロマグロの遊漁規制が始まった段階から水産庁の皆さんに呼んでいただいて、少しでも資源管理の推進において遊漁ができることというのを一つずつやっていこうというような試みをしている団体になります。よろしく願いします。

では、資料を御覧ください。こちら、後ほど事務局の方から各出席者の皆さんにメールで送付されるということでございます。発表時間に限りがありますので、資料から一部抜粋して御紹介をさせていただきます。では、ページをお願いします。

大きく3点ございます。まず、今年度のこの制度案について簡単にコメントをさせていただいた後に、先ほど事務局の皆さんからもありましたけれども、来年、令和5年度、3年目を迎えるんですが、実は当初遊漁規制が始まった状態から少しずつではあるんですけどもできるようになってきたこと、やってきたことというのがありますので、参考までに御紹介をさせていただいて、また4月以降の令和5年度に新たに始めようと思っている試みも参考までに御紹介をさせていただけたらと思います。では、お願いいたします。

まず、制度案に入る前に、我々の組織の概要というのが書いてありまして、全国の釣りが好きな人たち、釣りの事業者というのが集まって組織をされております。私自身もクロマグロ釣りは好きで、青森県とか北海道とかに行ってクロマグロを釣ったこともございま

す。どんな組織かというのは、こちらの資料を後ほど御覧ください。

この組織内の中で、今年度から新たにクロマグロ遊漁船事業者協議会というクロマグロの遊漁を目的とする遊漁船の団体、組織というものを設立をいたしました。現時点で、北海道、青森、主に東北エリアを中心に35の事業者が加盟をしております、この35の内訳というのは、イメージとして言えば、いろんな釣り物を扱う遊漁船というよりはクロマグロを主たる営業品目において活動している事業者さんたちになっております。こちらの組織は任意組織になるんですが、代表は青森県で古くからクロマグロの遊漁船を営んでいる船長さんが代表として取りまとめを行っていただいております。

はい。次、お願いいたします。これ飛ばして大丈夫です。

こういった組織で現状を見て、今年度の制度案については、大きく異論とかコメントとかというのは我々としてはございません。特に先ほどの遊漁船事業者協議会のように組織化をしているものの、遊漁って一般の釣り人、プレジャーボートと呼ばれる人たち含めると非常に裾野が広くて、我々も実態の把握が非常に難しいと考えております。ですので、毎年毎年、委員会指示という形でかなり柔軟に制度設計していただいております。運用されているところに関しては、我々としてもできる限りのことをやっていきたいなと思っております。

我々としても、主にこういった月別制の配分というものをリクエストさせていただいております、今回の案に出ている量とさほど変わらないですね。特に6・7・8月、ここが月別で10トンというところを書かせていただいております。

この根拠といたしましては、我々非常に重視をしているのが、遊漁船の事業者というのはあくまで業として、仕事として事業を営んでおります。クロマグロは回遊魚ですので、全国各地、回遊してくるエリアは当然釣れるんですけども、市場が形成されているかというのを非常に重視しています。これ、何を言っているかということ、先ほど協議会に加入している船を御紹介させていただいたように、クロマグロを主たる営業品目として営業をしている船がどの程度地域にいるのか、その数の当然多い少ない、そしてマグロが釣れる期間と量、これを見れば当然全国でむらが出てくると。そうなってくるとその状況を把握して月別の配分数というのを分けると、先ほど松尾室長からもあったように、こういった配分の案というのが出来上がってくるのかなと、こういう理解をしております。特に昨年導入されたバググリミットですとかということに関しては、現行このまま続けていただければと思っております。

はい。ここから、ちょっと簡単に、今年度、令和4年度に実施した取組をかいつまんで御紹介をさせていただきます。

最も我々が取り組んだ問題というのは3つありまして、1つ目は初年度の広調委でも委員の皆様から言われたんですが、遊漁者が組織化がされていないと。要はどこが窓口でこの状況把握をしているのか分からない、こういった問題がございましたので、先ほど御紹介した協議会を設立しております。いつ、どこで、誰が釣っているか、現場の状況が分かりにくいと。これは実は遊漁者から見ても、水産庁様、水産業者の方々が何を考えてどういう背景でどういうルールをつくっているのかというのが、これは見えにくいと。水産庁の皆さんから見ても裾野が広い、釣り遊漁界の状況が分からないということがありましたので、月次で連絡会議というのを令和4年度から開くようになりまして、毎月1回は集まって現場の情報交換というのをしております。3つ目は一般の遊漁者、釣り人ですね。本当に素人の個人です。に関しては、そもそも漁業法含め水産行政の法制度というのはかなりなじみがない、分かりにくいものになっておりますので、そういった制度理解が不十分ということで広報・周知活動というのをしております。はい。ページお願いします。

これらを実施するために、次お願いします。大きく5つぐらいの施策を令和5年度で取り組んでおりまして、具体的に何をしたかというのをこちら記載がございますので、後ほど御覧ください。

特に重視しているのが、この月次の毎月1回の水産庁の皆さんとのクロマグロ遊漁に特化した意見交換、情報交換という場を設けております。私の理解ですと、過去にこういった取組はいわゆる遊漁界と水産行政、水産庁の皆さんとの間では存在していなかったというふうに理解をしておりますので、今日御参加いただいている日本釣振興会様であったり全日本釣り団体協議会様であったり、各釣り団体の皆さんも参加をいただいて、こういった写真のような状態で情報交換の会議というのを運営しております。ページをお願いいたします。

こうした関係者のみの会合だけではなくて一般の釣り人とかメディア、あと関心ある方々が参加できるような会合というものも開いております。ページをお願いします。その他こういった取組を様々行っておりますので、御参考までに御覧いただければと思います。では、ページをお願いします。

最後、これらの取組に加えて幾つか新しい取組を開始するんですが、そのうちの1つを御紹介いたします。お願いします。

実は今年、採捕報告、クロマグロ遊漁採捕報告するに当たり、マグロの重量の過大申告あるいは過少申告というのが問題になっておりました。それを解決するために、令和5年度に関しては試験的にアプリを用いようということを考えておりました、スマートフォンのアプリをかざすと、今スマートフォンのアプリの技術でマグロの長さとか魚種が判別できるという技術がございますので、それをかざして水産庁の皆さんから提供いただいているマグロの長さとか重さの換算データを突合すると、スマートフォンでマグロをかざすとおおよその重量がスマートフォン上で表示されると。こういった採捕報告管理のアプリケーションというものを、実証実験として今年運用していく予定です。

特に最も意識すべきは今回の委員会指示でもあります小型魚ですね。30キロ未満についてはリリースをしないといけないというところがあるんですが、やはり現場の声を聞いていますと、30キロあるのかないのが分からないと。船に揚げて30キロ測っている間に当然マグロ死んでしまいますので、30キロ満たないマグロを採捕してしまうということがないように、船べりにマグロを寄せた状態でスマートフォンをかざすと、それがおおよそ30キロあるのかないのかというのを判断できるような機能をつくれると、その小型魚を採捕するということは防げる可能性が多少なりとも上がるという仮説がございまして、今年度に関してはそういった活動もしていく予定です。

こういった活動を通して、資源管理の推進というものを積極的に行っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

あと1点だけ、いいですか。すみません。ちょっと時間が。

実はちょっと1点だけ皆さんにお願いございまして、今日の議論とか今後の広域漁業調整委員会共通なんですけれども、この「遊漁」という言葉の捉え方、定義について、特に水産庁の皆さん、事務局の皆さんとあと会長の皆さんにお願いをしたいなと思っております。というのも、我々基本的に一般の釣り人というのは対象にしておりませんので、この遊漁船のあくまで事業者というものを対象にしております。この資源管理の推進をしていくに当たって、この「遊漁」という言葉をどう捉えるかというのが非常に大事で、ちょっと私ここに手元に、昨年の令和4年11月2日に開催された農林水産委員会の会議録というのがありまして、そこで実はクロマグロの遊漁が取り上げられております。実はこの中で、この「遊漁」という言葉についての質問がありましたので、ちょっとここでそのままその部分を抜粋して御紹介させていただきます。

山本剛正衆議院議員、山本委員ですね、が質問。遊漁船業「遊ぶ」という言葉が入って



いる生業なんですよと。生業なのに「遊ぶ」という言葉が入っていることに、私は本当に違和感を覚えます。「結局、遊びでしょ」みたいになっちゃうんですね。でも、その人たちは生活のために漁師をやっていたけれども、漁師は食べられないから遊漁船をやっているという方たちも非常に多いんです。そういった中で、この「遊漁」という名称をやはり、これは法改正が必要なんですけれども、変えることが私は必須だと考えているんですけれども、そのつもりがあるかないか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これに対して、水産庁神谷長官の回答。遊漁船業という名称は、昭和63年に議員立法により制定された遊漁船業の適正化に関する法律に定義されており、世間にも定着した名称であると認識しております。また、遊漁船業は遊漁者を乗船させ漁場に案内する事業であり、業そのものが遊びであると誤解されるようなことは一般的にはないと考えており、現時点で名称の変更を行う必要があるとは認識しておりません。

これに対して山本委員。ちょっと時間が来たので申し訳ないんですけれども、定着しているのは悪い感じで定着しているんですからね。やはりいい定着をするためにもしっかり考えていきたいと思いますというやり取りが、昨年、令和4年11月2日の農林水産委員会でされております。

実は、昨日も広調委に参加させていただいていた際に、ある委員の方から「遊漁」というのはいわゆるパチンコ、競輪と同様の遊びであるというようなコメントを、まさに私たちがこういった取組を紹介させていただいた後に発言を頂いております。これがポジティブなイメージなのかネガティブなイメージなのか分からないんですが、いろいろなレジャーというのがあって、キャンプとかゴルフとか、それに対して風営法上の遊技場のパチンコだとか、あるいは公営競技の賭博としての競輪だとか、これは一般的に社会通念上はギャンブルというふうに言われているようなレジャーになりますけれども、それと「遊漁」を同列に委員の方々が捉えておる方が中にはいらっしゃる。

そういった主観的な捉え方をされるというのは全くもって問題ないと思うんですけれども、ここって、あくまでやっぱり資源管理を推進して水産業を成長化させる中でもこの遊漁というものをどう取り扱うかという議論をしているところでございますので、昨年この水産庁神谷長官が回答されている、そういった山本委員の指摘は現場ではないというふうに回答、昨年農林水産委員会はされていますけれども、実は同じようなコメントというのは過去の広調委でも私たち聞いておりました、遊びというのはまさにそのとおりなんですけれども、あくまで業として実施している場合はこれをきちんと産業、事業として捉えていただ

きたいなというところが強うございますし、特にそういった一般通念上ギャンブル等と比較をされて、多分「あ、すごうれしいな」と思う方は一般的には少ないと思われるので、そういったことがないよと言ったらあれなんです、前向きな制度議論ができればよいかなと思っております。よろしく願いいたします。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

それでは次に、公益財団法人日本釣振興会常任理事の柏瀬巖様、よろしく願いいたします。

○柏瀬参考人 日本釣振興会の柏瀬と申します。

本日はこのような場で発言をさせていただくこと、まずお礼申し上げます。

次年度のクロマグロに関する規制の委員会指示案に関しての意見でございますが、クロマグロ遊漁の規制に関しては3年目になるわけですが、初年度は20トンの枠、次は40トンの枠で実質的バグリミットの採用と、あとは公正公平性を保つために時期ごとの採捕量の制定という形で、徐々に内容もステップアップし、我々の意見も聞いていただきながら、より良い方向の規制になっているということに関して感謝申し上げます。

その中で40トンという枠の量、枠と言っはいけないんですね。採捕可能量の目安に関して言うと、40トンという部分はいか少ないかということに関しては、まだまだ実際どれだけ釣ったら満足するのか、どれだけだったら我慢できるのかというエビデンスがないですから、多いとも少ないともちょっと言いづらいところはあるんですが、いろいろな状況を鑑みて、私の肌感覚ではちょっと少ないのかなというふうには思っております。

それと、より良い方向に行くために、先ほどJ A Aの桜井さんからもお話あったように、毎月のように水産庁さんと会合とか話合をおこない、もっといい方向がないのかなということいろいろ話合を進めている中で常に議論になるのがキャッチアンドリリースによる資源管理ですね。例えば、遊漁者の方にもこの規制案に関してはいろいろ不満があると思うんですけども、例えば採捕禁止という形になったとしても、仮に、キャッチアンドリリースを前提であれば遊漁が続けられるということになれば、相当な不満は解消していくと私は思っています。どうにかキャッチアンドリリースについて採捕禁止になってもリリースで釣りが続けられるようにできないかというふうに、いろいろと議論をしていますが、なかなかこの部分が前に進まない状況です。

これが何で前に進まないのかなと言うと、例えば海外や内水面ではもうキャッチアンドリリースによる資源管理というのは有効な資源管理手法として定着しているわけです。じ

や、なんで海、特にクロマグロに関してキャッチアンドリリースに関する資源管理手法ができないのかと言うと、昨日も日本海・九州西の広域漁業調整委員会でちょっと説明いただきましたけれども。やっぱり正直、僕の個人的な考えでは、今まで日本というのは悪い言い方すると釣り放題、獲り放題だったが、資源管理というところがここに来て急激に進んできた、漁業者の皆さんも遊漁者の皆さんも規制がかかってきた。不満があるのは当然なんですけれども、まず日本古来の水産資源の在り方という考え方や、言葉の解釈について、先程もちょっと出ました「遊漁」という言葉は63年、「採捕」という言葉に関しては昭和32年ですね。そこから一向に変わっていない。先ほど冒頭の挨拶の斎藤課長さんからありましたけれども、改革、過渡期という言葉がキーワードが出ていますが、やはり改革するというのであれば、過去からの、昔はこうだったから、今までこうだったからということをややはりブレイクスルーしていかないと本当の改革になっていかないじゃないかと思います。

ぜひともキャッチアンドリリースという資源管理手法も検討していただきたい。例えばエビデンスがないと言のであれば、我々遊漁者も協力できるところはいっぱいあるし、実際に今も協力している方たちいっぱいいますので。我々釣り人ができることとしたら、やはり今回決まったことを周知、PRしてそのルールは守っていただくということと、あとは漁業者の方、当然海で同じ獲物を漁業者の皆さんと獲っているわけですから、どうしても日本は1万トンしか獲れないということですから、その割り振りとか、漁業者の方たちとも理解を深めながら少しでもいい方向に協力してやっていくということが大切だと思います。例えば調査研究やらそういうことに関しては、我々遊漁者も足並みをそろえて協力できることがあると思いますので、ぜひとも今後ともよろしく前に進めていただきたいと思います。

私の方は以上です。

○北門会長 はい。どうもありがとうございました。

では次に、最後にですけれども、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、森聡之様よろしく願いいたします。

○森参考人 よろしく願いします。JGF Aの森です。

先ほど日釣振の方からも、私が言いたいこと大分言っていたと思うんですけど。まず、釣り人代表としまして、資源管理には我々は賛成で、よい釣りをいつまでも楽しめる環境を残していきたいと考えています。我々遊漁者からのお願いとしましては、釣り

を続けさせていただきたいという点がまず一番です。魚を持って帰るごうは、多分枠の話があるんで、今回40トンそれが多いか少ないかの議論はありますけれど、まずはキャッチアンドリリースでもいいんで釣りを続けさせていただきたいというのが一番のお願いです。

今回の委員会指示に「採捕禁止」という言葉が使われていますけれども、これ漁業用語ですよ。漁業の言葉で遊漁を縛ろうとすると、やっぱり違和感があるんですよ。30キロ未満小型魚採捕禁止。これ、我々マグロ釣りに行っていて、跳ねているのは30キロなのか40キロなのかって20キロなのかって、まあ分かりづらいです。船長たち、じっくり見て、じっくりは分かるんですけど、これが違反に当たるのかどうか微妙なラインであります。これ、キャッチアンドリリース認めていただければ違反にならずに経済が回るって話です。遊漁は経済回していますんで。まずは、その「採捕禁止」という言葉、この委員会指示から外していただくというか、別の言葉にしていだけないかというのが1つお願いです。

で、キャッチアンドリリースについてなんですけど、海外でも資源管理のツールとして非常に有効に使われていることは多分皆さん御存じだと思います。海外の研究によりますと、クロマグロ、リリース後の生存率は95%前後です。大西洋でも太平洋でも同じぐらいのデータが出ています。昨日、リリース後全てが生きているわけではないとおっしゃっていましたが、95%生きているということは、例えば100トン釣り上げて5トン死んでいる、そのくらいの割合です。我々40トン与えられていますけど、多分100トン釣っているのかどうか、リリースしている人もいっぱいいるんで、まだ何とも言えない値だとは思いますが。ぜひ、このキャッチアンドリリースを認めていただければ、この40トン使い消費し切った後でも釣りが続けられて経済が回りますので、そこをよろしくお願いします。

もし、40トン使い切った後にキャッチアンドリリースを認めることができないというのであれば、例えば少し手前、35トンのところでリリースに切り替えましょうという発信を水産庁の方からしていただければ続けられるのかなと。もし我々遊漁団体が枠に近づいたら、例えば団体の垣根を超えて全ての団体がリリースに切り替えましょうという呼びかけを行うことに対して、水産庁の方々どう考えているのか、ちょっとお考え聞きたいなと思います。

あと今回のこの委員会指示の枠の話なんですけど、12月までに5トン、8トン、8トン、5トンとあって34トン。で1月から、これきっちりきれいに行けば、3.4トン残るはずなんですけど、昨年、一昨年の例を見ますと、どこかしらではみ出てしまうことが多分多い

と思います。今回、その1月になるまでに5個に切り分けられているので、それぞれが例えば1トンずつ超過したとしたら1月からは残らないはずですが、恐らくこの同じ手法で行けば1月からは残らないのではないかなというのが、私の率直な感想です。こうなると、太平洋側で今年漁獲がいっぱいあったと聞いていますが、ここの遊漁船業者に対して非常に不公平な管理になってしまうので、この、例えばですけど、4月、5月で5トン超えてしまいました、6トンになりました。今までのやり方だと全部後ろ倒しで、6月はそのまま8トン使わせて、これも少し超えました。10トンになりましたって、しわ寄せが一番後ろに来るやり方をちょっと見直していただけないかなと。これ、各海区の公平性のために、そう思います。

キャッチアンドリリースをなぜ認めていただけないのかという部分に関しまして、現状でもリリースした魚については報告の義務がありません。つまり水産庁の中でも、計算上ではそこは資源を消費していないということになっていると思います。これ、合っていますよね。つまりリリースしていれば資源は消費していない。仮に5%の死亡率があったとして、残り僅かの枠を残しながらリリースに切り替えれば資源管理上は支障を来さないということになると思うので、その辺も、キャッチアンドリリースを認めてほしいという話が多分いろいろ各方面から出ていますので、御検討いただければと思います。少し残してリリースに切り替えるという手法を。

私からは以上です。ありがとうございました。

○北門会長 はい。どうもありがとうございました。

4名の皆様から、身近に感じられている状況やあるいは委員会指示に対する御理解、それから御意見、そして現在の皆様の取組状況などについて、コンパクトに御意見頂いたかというふうに思います。

では、参考人の方々から頂きました御意見に関して、事務局から、もしコメント等ありましたらよろしく願いいたします。

○松尾沿岸・遊漁室長 事務局、沿岸・遊漁室長の松尾でございます。

私の方からは、柏瀬さんと森さんからそれぞれありましたキャッチアンドリリースの扱いについて、それから、それに関連してですけれども、上限の手前でキャッチアンドリリースに切り替えていきたいと思いますという呼びかけについて、それから最後の時期ごとの枠の運用で後ろに負担が偏らないようにということについて、3点お答えしたいと思います。

キャッチアンドリリースにつきましては、この委員会指示の中ではですけれども、まず

釣っていい期間の扱いにつきましては、キャッチアンドリリースにつきましては陸揚げというものをそもそもしませんので、報告すべき重量が把握できないということなどもありまして、放流したものについてまで報告義務を課すことは少なくとも現時点では過剰な要求になるのではないかとということで、報告義務は課していないということにしております。ただし、時期ごと、あるいは年度を通しての上限に達して採捕が禁止された場合には、これは採捕という行為はキャッチアンドリリースであっても含まれるということになりますので、キャッチアンドリリースを含めて禁止するという、これは解釈ではなくて、そういうことを意図した設計にしております。

採捕禁止期間中にキャッチアンドリリースがなぜ認められないのかということにつきましては、先ほどからエビデンスという話もありますし、生き残る保証がどこまであるのかということが必ずしも明らかでない中で、基本的に獲ってはいけない魚になっているものをあえて狙って釣るという行為が、それをやらない人から見て受け入れられるのかという心情的な問題もあろうかと思えますし、また取締りを困難にさせるという実効性上の問題もあろうかと思えます。これらのことから、採捕禁止期間中にキャッチアンドリリースを認めるということは簡単に結論が出せる問題ではないというふうに考えております。

それから、では、上限に迫ってきたから、これからリリースに切り替えましょうという呼びかけを団体などから経由して、していただくことについては、これはこちらとしても非常にありがたいと思えます。実際、このキャッチアンドリリースに報告義務を課していないということは、それだけ遊漁による採捕数量の積み上がりを抑えると言いますか、それだけ積み上がらなければ、皆さん長い時間を多くの方が釣りを楽しめるということになるので、キャッチアンドリリースを結果的に推奨するような形にそもそもなっているのではないかと思いますし、特に両方やられるような遊漁船業者の方とかいらっしまった場合に、枠がそのまま行くと危ないなど、キャッチアンドリリースしてもらおうようにしようというふうに誘導していくことというのは、年度を通じた枠の有効な管理の仕方として、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、この時期ごとの上限を少しずつはみ出していった最後の方の枠がなくなるんじゃないかというお話でしたけれども、これは実際、例えば昨年だと6月が10トンといていながら15トンということになってしまいました。これ、とにかく釣れるときには物すごい勢いで積み上がりますので、なかなか瞬時に止めるということは難しいわけですが、これはこういったところの反省を踏まえて、例えば去年ですと7月の方はより予防

的にストップをかけて、結果的に6・7・8の3か月は予定していた20トンに収めて、9月以降はまた元に戻るといような形で、適宜調整しながらやりたいと思いますが、本年度の場合2.6トン超過しちゃっていますので、そこはもう、より今年度より来年度は予防的に採捕禁止の公示をかけていくという運用を予定しています。

私の方からは以上でございます。

○北門会長 はい。松尾室長どうもありがとうございます。

それでは、各委員の方々からの御意見、御質問も承ればと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

○三上補佐 事務局でございます。今、森参考人から挙手が出ております。

○北門会長 分かりました。では、よろしく申し上げます。どうぞ。

○森参考人 JGF Aの森です。ありがとうございます。

キャッチアンドリリースについてなんですけど、例えばアイルランドなんかは漁獲枠ゼロの中で遊漁が行われています。これ、経済を回すという意味では、すばらしい国益にかなったいいことだと思うんですよね。日本でもこれができない理由ってないと思うんですよ。資源を消費せずに経済を回すと。これ資源の使い方としてすばらしいことだと思うんです。日本でできない理由がどこにあるのかって思うんですけど。

○北門会長 はい。御質問ありがとうございます。

もし水産庁の方から何か御回答あるようでしたら、お願いいたします。

○松尾沿岸・遊漁室長 それは経済を回すことを優先されているアイルランドの政策当局の考え方だと思います。

○北門会長 ありがとうございます。

○森参考人 アイルランドは経済を回すことを優先しているんじゃなくて、そもそも漁獲枠が、国に与えられている漁獲枠がない状態で遊漁が行われています。なので、経済優先しているというわけではないです。ただ、国際的にも認められている管理手法ということの例です。なので、日本でも遊漁に例えば漁獲枠ゼロにして、遊漁をキャッチアンドリリース全部開放ということも可能なはずなんです。日本でも、遊漁の40トンの枠を使い切った後でもキャッチアンドリリースなら開放ということができるはずなんですよね。これができない理由が全くもってちょっと納得できないんですけど、お答えいただければと思います。

○北門会長 すみません。御発言いただく際には、私の方からの許可を得てから御発言い

ただければと思います。会場の挙手しっかり見えていないところがあるかもしれませんが、御協力をいただければというふうに思います。

もし水産庁の方から、さらに御回答があればお願いします。なければ結構です。

よろしいでしょうか。

○松尾沿岸・遊漁室長 はい。私の方からはもう特にございません。

○北門会長 ありがとうございます。

それでは、各ほかの委員の方あるいは……

○三上補佐 事務局でございます。井上委員から挙手が出ております。

○北門会長 はい。では、井上委員よろしく願いいたします。

○井上委員 この遊漁の件は、今の本会議ができなかったのでウェブ会議でも言ったと思うんですけども。やはりさっきもおっしゃったけれども「遊漁」というのは字で書いたごとく遊びながら漁をするということなんですよね。それで、いろんなことを言っておられましたけれども、今日はこれ案でしょ、みんな。決まったことじゃないですよ、水産庁。案ですよ。案ですよ、この34トンとかさ。これ案でしょ。今日の資料は。そうでしょ。まだ決まっていないでしょ。うん。

だから、まず、さっきもおっしゃっていたけれども、楽しみながら漁をするんだというのがこの「遊漁」なんです。我々はトン数をもらって水産庁から振り分けしてもらって、必死になってやっている漁師なんです。我々の団体は、全国かじき等流し網漁業協議会という団体なんですけれども、54隻ぐらいいるんですよ。それで、大型魚の枠が何トンかといいますと21.6トンですよ、遊漁さん。我々それを割ってしまうと1トンもないのを回りながらやっているんですよ。

それはキャッチアンドリリースとか何とかとおっしゃいますけれども、そのリリースのことも話をしましたよ。だってマグロの習性が、水産庁も釣りさんもマグロというのは泳いでいるときに生きているんだから、止まったらもう死ぬんだからさ、そうでしょう。経験あるでしょう。ないですか。我々も経験ありますけれどね。そういう習性のマグロを、もちろんうちも流し網ですから網に刺せば止まりますよ。止まったら水産庁としては速やかに海に戻しなさいというような指導だから海に戻しますけれども、あくまでも、これは獲ることは決められている。それで、言うなれば海に静かに帰す魚っちゃんのは莫大なものですよ、うちは。そういうのを返しているんですよ、ね。

だからここはやっぱり、ここでちゃんとした規模をもたせるとかそういうんじゃないで、



漁業のやり方、うちだけじゃなくて定置にしても遠洋マグロにしても、近海マグロは今年何ぼか増トンがあったとかと言っていますけれども。我々も54隻の中で21.6トンですよ。これ、水産庁御存じでしょ、ですよ。ということは、34トンというトン数を遊漁にやるんだったらね、我々の協議会にくださいよって、もう言いたいんですよ。それぐらい大事なトン数なんですよ。それを、40トンだ、キャッチアンドリリースをしてくれとか何とかかって、こんな話を通る世界じゃないんですよ、このマグロは。ね。

だからマグロは、我々は浜の話を知ると、もう津軽海峡辺りにはナブラ撃って魚探にまで映るだけいるんですよ。そこを網をやりました。やったら網が一貫繋ぎが3キロぐらいかな。3キロぐらいのラジオブイ両方つけていますよ。それが全部海没するんですよ、マグロで。そういう経験が何回もあるんですから、最近は特に。そういう漁法でやっている我々もいるし、定置にしてもしかり。定置に入ったからって、逃がすとか何とか言っているけれども、網にぶつかって1回止まったやつはもう全部死ぬっちゃうことは、これマグロの習性だから。これは誰が見てもマグロに関係した人は分かっていると思いますよ。

だから、ここで、遊漁、遊漁って、また案、案ってするよりも、ちゃんとここはここで、もうちゃんとはっきりと、遊びながら獲る漁業と我々が命をかけて獲る漁業とのその違いを、やっぱり水産庁もちゃんとはっきりとして決めてもらわなければ、案、案でいつまでも出してもらったら、それこそ遊漁者の人だって、水産庁にお願いすればそこそこ獲れるんじゃないかなってそういう希望を持って、今日の会合にも出てきていると思うんですからね。そこをはっきりした方がいいと思いますよ。

それから、このマグロにしたってそう。今日はマグロの会議ですからね。多くは言いませんけれども、これまでの、これからのTAC制度にしても一緒。もう今、2010年から2020年まで減っている漁業者は33%ですよ、漁業者が。なんで減っているか。食っていけないからですよ。そして漁獲は何ぼ減っているのかと言いますと20%。ということは漁業者が減るだけ漁獲も減れば、それはTAC、TACと言わないかんでしょう。もしこれが逆の場合ね。漁業者が33%減ったのに漁獲は20%。これで、何でTACをしなきゃいかんのや。まして3年後にはそのTACをやるっちゃうような説明を、この間も福岡で聞きました。長崎でもタイの話も聞きました。

だけど、漁業者を生き延ばすため、漁業者を今低迷、低迷言っているのを、これから水産庁も一緒になって漁業者を1人でも2人でも残すというような考え方が先じゃないかなと思いますよ。そのことをよく考えてもらって。今日は調整委員会ですからね、はっきり

言わせてもらいます。そういうことでTACにしてもそう、これからの。よく考えてもらって判断をしていただきたいと思いますので、水産庁の方にもどうかよろしく願いいたします。

以上です。

○北門会長 はい。井上委員、どうも御意見ありがとうございます。

それでは、ほかの方いかがでしょうか。会場、ウェブの方は手挙がっていませんけれども、会場の方いかがでしょうか。すみません。今、手、挙がっておりますね。

千葉海区ですかね。石井さん、お願いいたします。石井委員、お願いいたします。

○石井委員 千葉の石井です。

キャッチアンドリリースといいますけど、これね、あの……

○北門会長 ちょっと待ってくださいね。石井委員ちょっと待ってください。

今、会場の方でしっかり聞こえていますか。

○三上補佐 事務局です。少し声が遠いようでございます。

○北門会長 そうですね。石井委員、少しマイクに近づいていただけますでしょうか。

○石井委員 聞こえますか。

○北門会長 あ、さっきよりましになりました。

○石井委員 すみません。キャッチアンドリリースと言いますけれどね。あのマグロも30キロ以下ぐらいのマグロならコントロールできるけど、もう70キロから100キロ、200キロなんかといたらコントロールできませんよ、これ。今ほらテレビなんかでよくやっているでしょ。ショッカー、電気使って。あのショッカーがはやってから、このマグロの捕獲率っていうんですか、かなり上がったと思うんですよね。ショッカーがなければ、なかなか漁業者も釣り上げるのに手間暇かかりますよ。それと自動巻きですよ。そういうものがあるから、今テレビなんかでよく12月頃放映されていますよね。ああやって獲れるんですけど。

100キロ、200キロ、それでなおかつ一般にほかの動物でも、アフリカの動物でも、全速力で動物を追っかけると下手すると死んじゃうってね、追っかけられた動物は死んじゃうってこと、ありますよね。それと同じように、やっぱりマグロの方も釣り上げるに時間かけて、また魚も全速で逃げようとする、そういうことをやっていけば、生存率が95%なんかってとてもとても考えられないし、また釣り針外すのどうやって外すんですかってそういう思いはありますよね。釣り針外すのどうやるんですか。釣り針外す前に切るしかない

でしょう、ナイロンを。仮に、ほんとですよ。そんなに200キロの魚なんか釣ったら、ちょっと普通の人じゃ見ただけで恐れなしちゃいますよ、動きを。水面まで持ち上げるの大変ですよ。下手すりゃ、手巻いて首巻いて、で手、関節から抜けていきますよ、マグロが走れば。そんな魚なんですよ。

そんな中で、川でもキャッチアンドリリースやっているからできるとか、そういう問題じゃないよね。本当に実態をあまりにも知らな過ぎるといのが、聞いていて感じたことですよね。だから、キャッチアンドリリースが有効だと言うんなら、見せてくださいよ。実際100キロ、200キロのマグロをキャッチアンドリリースでやっているところを、ね。そう思いますよ。

以上です。

○北門会長 はい。石井委員どうもありがとうございます。

そのほかの皆さん、いかがでしょうか。

○三上補佐 すみません。事務局でございますが、森参考人から挙手がございます。

○北門会長 ちょっと、待ってください。そのほか、今、挙手が挙がっています。

茨城海区、高濱委員ですね。お願いいたします。

○高濱委員 では、私、発言してよろしいでしょうか。

○北門会長 はい。高濱委員お願いします。

○高濱委員 今までの委員の皆さんと重なるところがあるんですが、私も同じとして意思をはっきりさせたいということで述べさせていただきたいと思います。

資源の保護や管理にキャッチアンドリリースというのが役立つのは何となくそういうようなイメージも湧くんですが、実際には完全な解決策ではないなというふうに思っています。釣り人が魚を弱らせたり魚を傷つけたりすることがあるため、リリースした魚が健康的に自然界に戻るかどうかというのは確実ではないというふうに考えます。

言い換えれば、魚目線で見えていただいた方が分かりやすいのかなと、人間が言うのはおかしいんですけど、ストレスや苦痛を引き起こす可能性があるかどうかということ、やはり忘れてはいけないんじゃないかなと。だから、キャッチアンドリリースだったらいいだろうというふうに釣り人の方はおっしゃいますけれど、そう簡単にそのことについて、では結構ですよというふうには思えません。

多分そうするとエビデンスというお話をされるでしょうけど、論文の形で広く世間に認められたようなものはないというふうに理解しているんですが、それは水産庁さんの方が

よく御存じだと思いますので、発言は以上にしておきます。

○北門会長 はい。高濱委員どうもありがとうございます。

ちょっと待ってくださいね。そのほか手が挙がっていますでしょうか。ほかに委員の……

○三上補佐 すみません。事務局でございます。森参考人から挙手がございます。

○北門会長 はい。今、委員の方からの挙手がないか確認をしているんですけども、ないようでしたら、森参考人、これで最後でお願いいたします。どうぞ。

○森参考人 キャッチアンドリリースについてできないんじゃないかという話が出ていたんで、そこだけちょっと言わせてください。

我々釣り人、海外へまで行っていろんな事例を勉強してきて、私は直接行ったわけじゃないですけど、いろんな釣り人が行って海外で勉強してきて、日本のマグロの各船長にリリースの仕方を教えて回ったりして、各船長たちも大変な努力をして道具を準備したり、または自作したりして、できるだけよい状態でリリースできるようにしています。大型魚のリリースが無理なんていうことはないです。

○北門会長 はい、ありがとうございます。

皆様から貴重な御意見頂きました。今後、科学的に詰めていける部分と、それから制度上、運用上それから実務上いろいろ検討をしなければいけないところがあるかと思えますけれども、毎年……すみません。今、井上委員が手が挙がっている。ちょっと待ってくださいね。今、井上委員、すみません、手を挙げていただいていますね。会場で。

失礼いたしました。井上委員、お願いいたします。

○井上委員 今のキャッチアンドリリースの件ですけども、我々の網はもうぶつかったら死ぬ。で、すぐ落ちればいいけれども落ちない。絡んでいる。で、船に1回乗せる。それを静かに海に戻せっていう水産庁の意向だから戻しているそうです。そうですって、私の現役のときもそうでしたけれども。

そういうのを、釣り人の人がキャッチアンドリリースを認めてくれと言ったって、我々漁師の言っているキャッチアンドリリースを言っても水産庁は認めてくれないんですから、どうしてまた遊漁の船のこのキャッチアンドリリースを認めることができますか。そうでしょう、水産庁。我々のキャッチアンドリリースは認めてもらえないでしょう。認めてもらえればちゃんと出しますよ。

ただ獲ったトン数だけで、そういう海に帰す魚の記録は出すようにしてくれとも言って

いると思うんです。だけど、それはできないっていうようなことを水産庁から聞いているんですけれども、どうなんですか。

○北門会長 はい。井上委員どうもありがとうございます。

もし水産庁の方からお答えがあるようでしたら、お願いします。

○永田資源管理推進室長 すみません。ちょっと今おっしゃったことの中で、その漁業でのキャッチアンドリリースということ認めていないという部分が、ちょっとどういうことをおっしゃりたいのか、よく分からなかったんですけど、もう一度お話しいただけます。

○北門会長 井上委員どうぞ。

○井上委員 あのね、我々は流し網ですよ。マグロっちゅうやつは、さっきも言ったように、もう泳ぎが止まったら死ぬんですよ。で、ぶつかって、すぐ網から落ちて沈んでくれば見えないんですけれども、必ずやっぱりマグロっちゅうやつは、ぶつかったら生きるか死ぬかの瀬戸際だから絡みますよね。そうしますと網にかかってくるんです、よごしたときに。そのかかった魚を水産庁が静かに海に戻しなさいという指導ですから、やっていますけれども、そっちの方が揚げるトン数よりもかなりの、それもその5倍とか10倍に勝るような量なんですよ。だから、それを報告として、言うなればキャッチアンドリリースということでしょ。これを報告だけでも聞いてくれないかというようなことを、協議会のときにもそういう話もしましたけれども、どうもできないような話を聞いているんですよ。意味分かります。

流し網というのは流すんですよ。そして流している網に魚が刺すんですよ。魚が刺したらば、マグロは止まればもう死ぬんだからさ。死ぬ間際にもう生きるか死ぬかの瀬戸際から暴れますよね。そうすると網にかかるわけさ。それが船に上がってきます。しかしトン数もオーバーしているから、もう陸には持ってこられない。そうしますと、そのトン数もかなりのトン数なんですね。そういうのを、この間の我々の協議会の理事会やったときもその話が出まして、何とかこの逃がす魚も報告だけでもさせてくれないかということも言ったんですけれども、今のままではちょっと返事に困りますねというようなことやったんですけれども。

水産庁としてどういう考えなのか。もしよければ、それを報告するんであれば報告してください、ちゃんと調査だけはしますよとかさ。どっちかの考えがあられると思いますから。できれば、それを報告として我々は上げますから、それを見ていただく、認識していただくということにしてもらいたいということなんです。分かりましたか。

○北門会長 ありがとうございます。水産庁、明確になりますでしょうか。はい、お願いいたします。

○永田資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

すみません。もし私の理解が間違っていれば言っていただければと思いますけど、井上さんのおっしゃっている、そのリリースしたことをカウントしてというのは、その配分枠を、TACを配分していくときに、放流している数量、漁獲実績だけではなくて放流した量も勘案して配分をしてほしいということではないんですか。

○井上委員 それは大事な面です。その前に、やっぱり枠を増やしてくれ、枠を増やしてくれと言ったって、水産庁だってそんなに、遊漁に34トンのやつでも、さっきも言ったように産業の我々は21.6トンしかないんだから、回してくれよと言ったって簡単にできないでしょ。だからそれを水産庁に枠をもらう前に、これだけ放流していますよって、海に戻していますよという枠を報告だけでもしてもらえれば、その後は何か水産庁も考えてくれるんじゃないかなというような考えで、意見を言っているところなんです。はい。

○永田資源管理推進室長 分かりました。

今、漁業法に基づく制度の中で、その放流した数量の報告を求めるところまではしていないというところ。一部の漁業ではその資源量の資源評価のためのデータとして協力をお願いしているところはあったと思いますけれども、全ての漁業に対してそこまでのデータを出してくださいということはお願いはしていないというのが、現状です。

その個別の漁業種類でどういったデータを集めてどういったことに活用していくかというのは、またちょっとそれぞれの中で議論していくことになっていくかと思いますので、そこはまた別の場で議論できれば、その漁業種類ごとの検討の中で話をできればと思いますので。ちょっとここでは、それについては違うのかなという、話をするのは違うのかなと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間も押していますところもありますので、皆様の方から、この委員会指示に関しまして、賛成または反対について御意見を頂ければというふうに思います。いかがでしょうか。

○三上補佐 すみません。事務局でございますが、もし、桜井参考人さんの方から、今、挙手がございますが、いかがでしょうか。

○北門会長 そうですか。失礼いたしました。

すみません。ちょっと私、参考人の方のところまで画面が見えていなくて、申し訳ございません。気がつきませんでした。

では桜井さん、よろしく願いいたします。

○桜井参考人 すみません。すぐ終わらせます。ありがとうございます。

井上さんに、ちょっとこの機会なんで、ぜひお聞きしたいというか、議事録残ると思うんで、はっきりその御意見とかお考えを。井上さん個人のお考えでいいと思うんで、ちょっとお聞きしたいんですが。

先ほど我々から御説明したとおり、例えば我々に関してはキャッチアンドリリースだったり枠を増やしてほしいという要望は一切しておりませんでして、基本的には漁業者の方々の管理と同等の体制をつくるということをやってきたと。その中で「遊漁」という言葉の定義について我々の方からちょっと触れさせていただいた際に、井上さんから再度「遊漁というのは明確に遊びだ」と。これね、本当に私もそう思います。

で、釣り人とか遊漁界の人たちは多分もっと具体的に分かるし非常にうれしいんじゃないかと思っていて、井上さんとしては、例えば遊漁はそもそも36トンは多くて、21トンかじき等流し網漁業の方々に割り振ってほしいという話だったんですが、一般の釣り人、そして釣り人を乗せる遊漁船業者、幾つかその種別があるわけですけども、そういった人たちにはもう一切釣らせないで、やっぱり命をかけて漁をされている漁業者の方に配分した方がいいのか、それとも水産庁の神谷長官が以前回答されていたように、井上さんのお考えとしても遊漁船業は遊びじゃないけれども、でも遊漁船業も乗せている釣り人が遊びであれば遊びだから、ここは命をかけてやっている漁業者の人たちに優先に配分して、むしろ釣り人、遊びは釣らせない方がいい、あるいはその枠の配分の増減についても、命をかけているか、かけていないか、遊びじゃないか、遊びなのかどうかというところが結構大事な観点なのかどうかというのは、ちょっといかがですか。ま、釣り人に釣らせるべきかどうかということですね。

○北門会長 すみません。ちょっと今、論点がこの広調委で扱う内容から少しずれ始めているような気がするので、私は会長としまして議事を司る関係で、ここで一旦議論をストップしたいというふうに思いますけれども。桜井参考人、御容赦いただけますでしょうか。

○桜井参考人 よいんですが、何か具体的にその何が今の論点のところ、ずれているというふうに。今後の参考にしたいんで。

○北門会長 個人的に委員の方から、参考人の方から委員の方に御意見をいただくという

のは、個人の私見にも関わることもかもしれませんので。

もし井上委員の方から手短かに御回答いただけるようでしたら、それで構わないんですけども、いかがでしょうか。

○井上委員 釣りをするなどは言っていないですよ。ね。

ただ、水産庁に枠を取らなくても、水産庁が我々に指導しているように釣った魚を逃がせばいいでしょ。そういうことですよ。ね。釣りが好きな人は何ぼでもいるんだから。釣りはマグロだけじゃなくて、いろんなもの釣っているじゃないですか。そういうのを何ぼ釣ってもいいわけさ。で、マグロであれば、そのまま速やかに流しなさいちゅうことなんだよ。釣ったら駄目ちゅうことは言っていないんですからさ、そういうことです。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

皆様、貴重な御意見、それから御議論どうもありがとうございました。

それでは改めまして、この委員会指示に関して賛成又は反対の意見に関して取りまとめていきたいと思うんですけども、皆さん、いかがでしょうか。マイクをオンにして御発言いただければというふうに思いますけれども。

特段、反対の御意見等ございませんでしょうか。

今チャットで賛成の意見を表明していただいている方もいらっしゃるんですけども、特段、反対の御意見ございませんでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、今、今回頂いた御意見、委員会指示に関して御理解いただいた点と、それから今後検討をしていただきたいという御意見もあったかというふうに思います。この場で、毎年同じ質問があつて、それから毎年同じ回答をしている。もしそういうことがこれから先続くようですと、広調委を設置している意義にも関わるかというふうに思いますので、頂いた御意見、科学的に詰められる部分と、それから、そうでない部分もあるかもしれませんし、また制度上、運用上、実施上の問題点等で検討をしていかなきゃいけないところがたくさんあるかと思えます。時間のかかる部分もあるかと思えますし、皆様の今後検討をいただいて、また来年度以降、ここで議論をしていただくというのがよい方法かなというふうに私思いますので、そういう形で取りまとめさせていただければというふうに思います。

では、本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第44号を本日付で発出するとともに、遊漁者等によるクロマグロの採捕に関する事務取扱要領及び遊漁者のクロマグロの採捕の制限の違反者への対応方針を本日付で制定することとし、後の事務手続上にお



きましては軽微な修正があった場合、会長一任とさせていただきたいと思います。また、事務局におきましては、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いしたいと思います。

それから最後になりましたが、参考人の皆様方、貴重な御意見、本当にありがとうございました。これにて、遊漁に関する委員会指示の議題は終了となります。

繰り返しになりますけれども、貴重な意見頂いたことを大変感謝申し上げますし、議事録に皆様の御意見しっかり反映することになりますので、どうも御出席どうもありがとうございました。以降、御退席は自由とさせていただきます。御協力どうもありがとうございました。

水産庁の方にお伺いしたいんですけれども、このまま続けるか、少し5分ほど休憩を入れさせていただいてもよろしいでしょうか。

○三上補佐 はい。事務局でございます。かしこまりました。

○北門会長 はい。それではちょっと細かくて申し訳ないんですけれど、5分後、3時8分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

午後3時03分 休憩

午後3時08分 再開

○北門会長 それでは、始めたいと思います。

議題（2）「太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について」についてです。

昨年12月に開催された太平洋南部会で御確認いただいた太平洋南部キンメダイの資源管理に関しまして、引き続き委員会指示を発出し、キンメダイ底刺し網漁業を管理していくことが必要というものです。事務局より資料の説明をお願いいたします。

○三上補佐 はい。ありがとうございます。

資料は2-1でございます。よろしく願いいたします。ちょっと長い資料になっておりまして、最初にキンメダイの資源管理に関しての御説明をさせていただきまして、その後、委員会指示の案につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料2-1でございます。最初、「資源の現状」ということで規定しておりますけれども、キンメダイにつきましては世界的規模で分布されておりまして、我が国では太平洋でも日本海でも分布しているという旨について、それから太平洋岸につきましては主な漁場としまして多くの漁場がございまして、さらに多くの漁業の種類によって漁獲されているということを、ここで整理させていただいているものでございます。

次、2番でございますけれども、「関係漁業種類」につきましては、自由漁業では立縄漁業、それから知事許可漁業においては東京都と静岡県におきまして底立てはえ縄漁業により、また太平洋広域漁業調整委員会、この委員会ですね。この委員会の承認漁業としましては底刺し網により漁業が行われているということを示させていただいております。

続きまして、3番の「資源管理の方向性」でございますけれども、こちらはキンメダイの資源を持続的・安定的に利用していくため漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要であるということでございまして、一都三県の漁業者の皆様が取り組んでいただいている資源管理措置を継続又は強化して、資源量を回復させることを目標に頑張っているところということを示させていただいております。これにつきまして、5番の方で後ほどまた御説明しますけれども、関係者間の連携体制がございまして、その太平洋系群につきましては9月に資源評価の公表がございましたので、それを踏まえた今後の資源管理について水産機構と水産庁から御説明を順次させていただいております。その評価結果等、それから意見交換等の結果を踏まえながら、数量管理の導入についての検討を進めている状況に現在あるということでございます。

続けて4番の方でございますけれども、従前より関係漁業者の合意の下で、①については、自由漁業の立縄漁業や知事許可漁業の底立てはえ縄漁業において漁獲努力量の削減措置を実施してございまして、小型魚の再放流などなど、いろいろな取組を機動的に講じているというものでございます。それから、広調委指示による承認を受けた②のキンメダイ底刺し網漁業、次のページになりますけれども、こちらについても、底立てはえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意しました1か月間の休漁期間の設定などなど、いろいろな取組を進めているところでございます。これらの取組につきまして、特に漁獲努力量の削減措置につきましては、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しながら各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案して、関係漁業者間の合意の下で現在の取組をさらに進めていくこととしているものでございます。

次の5番でございますけれども、我が国における最大の漁場となっております関東沿岸から伊豆諸島周辺海域を利用するキンメダイの資源管理、漁業者が利用されているキンメダイの資源管理につきましては、ここも御覧になられているように漁業者協議会を通じまして議論を重ねて実践をしているという状況にございます。

この協議会につきましては、平成26年にキンメダイの太平洋系群についての資源を持続的に利用していくための予防的管理措置の取りまとめに向けた検討を行うために、その協

議会の下に各都県の漁業者代表者、行政研究担当者、そして水産機構と水産庁で構成される漁業者代表部会を設置しまして、同部会を開催することとして、ここまで取り組んできているところでございます。

令和4年度の漁業者代表部会については、9月に資源評価結果の公表がございましたので、その後に水産機構と水産庁で協力しながら関係する地区に浜周りをさせていただきまして、その公表された資源評価の結果とそれから今後の資源管理についての御説明を順次させていただきながら、御意見の聴取などをさせていただいたという状況でございます。さらに今年の2月に、漁業者協議会と合同形式で先ほどの漁業者代表部会についても開催しておりまして、その中でも意見交換等をさせていただいたというところでございます。なお、新たな資源管理の推進につきまして、12月に資源管理手法検討部会の中で論点整理等がなされまして、その内容につきまして水産政策審議会の分科会の中で別紙のような内容で確認されております。

別紙につきましては、その次に出てきます左肩に「【別紙】資料7を抜粋」というふうに記載しているものがございますけれども、そちらの方で御覧いただければと思います。

ごくごく簡単に申し上げますけれども、そのうちの漁獲量報告の収集につきましては、現場に負担のかからない報告体制の構築が前提であることなどを整理しております。資源評価につきましては、生態の解明、精度の高い資源評価等を実現して、管理の対象範囲は本資源を利用する全ての都県とするべきであることなどについて整理されております。資源管理につきましては、これまでの自主的な管理の継続による管理が十分であり、その有効性を確認して資源管理をすべきであることなどについて整理しております。ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項につきましては、これまでの自主的な資源管理を評価する必要があることなどについて整理したというものになっておりまして、それが取りまとめとして出ているものでございます。

今後はこのような論点を踏まえながら、資源管理の目標やその達成の方法などの具体的な検討を進められるように、いろいろな場面を活用させていただきながら、関係漁業者の理解と協力を得られるように必要な調整等を一層進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、進みまして、次のページになりますが、ちょっとカラーで出ています「太平洋南部キンメダイ資源管理の令和4年度取組状況」というものでございますけれども、こちらにつきましても先ほど御説明させていただきましたけれども、立縄漁業や底立てはえ縄漁

業につきましての小型魚の再放流などの取組を令和4年度も実施しているということについてお示ししております。その下のお示ししている図でございますけれども、太平洋南部においてキンメダイを漁獲している主要な都県についての漁獲量の推移ということでお示ししております。特に今回の広調委の指示によって承認漁業となっている1隻の底刺し網漁業につきましては、11月から翌年の3月までの間の1か月間の休漁期間の設定などということで、もろもろの取組を進めているというものでございます。

次に横型の資料になります。資料の2-2というものになります。

こちらの方は、一都三県の浜周りの際、先ほど御説明させていただいた浜周りの際の関係漁業者へお示ししている資源管理についてというものの資料から再編さんしてお示したものでございます。

最初のページの漁獲量の現状についてでございますけれども、こちら過去10年間の傾向ということでお示ししております。次のページの「資源の回復に向けた取組・検討状況等と数量管理の提案」につきましては、これまで令和2年の代表者部会において資源を回復することに合意しておりまして、各地域において最大限の自主的な資源管理の取組を実施してきたこと、そして各地域、地区での漁獲努力量は減少してきているものの、その取組内容は各地区で漁法や操業の形態が異なっているため、統一的に努力量の定量的な指標を設定することは困難であることから、今般新たに示されたMSYベースの資源評価結果に基づいて数量管理の導入をすることが最も分かりやすく公平ではないでしょうかということをお示ししてきたというものでございます。

以降のページから6ページまでにつきましては、先ほど申し上げた浜周りをしていく中で、皆様からいろいろ御意見を頂いたときの御質問と、それに対する考え方ということで活用したものでございます。

少しページ進んでいただきまして、8ページに進めていただけますと、「今日意見交換したいポイント」というものがございまして、こちら、先ほどの浜周りの際にこういうものをお示しして議論してきましたということで掲載しているものでございます。

例えば4番の「一都三県のキンメダイ漁業の将来について」ということについては、各都県、各地域でのさらなる取組の強化、遊漁の影響把握等による関係漁業者の持続的な操業の確保、さらには将来的な参入規制や操業ルールの一統化の必要性等を視野にした場合の法的ルールの導入としまして、例えば許可制漁業を導入するということによって、資源管理の実効性確保や漁獲量の確保などについて提案や意見交換等を行ったというものにな

ります。

次のページの9ページでございますけれども、こちらが、12か所浜周りさせていただきましてけれども、関係漁業者の方々から頂いた主な御意見ということで整理させていただいております。こちらの方は先ほど簡単に御説明しましたけれども、資源管理手法検討部会での別紙資料7を抜粋というページに近い内容となっております。詳細な御説明は省略させていただきますけれども、浜周りのときの御意見等ということでございまして、より現場に近い声であるというふうに承知しておりますので、先ほどの論点等の整理とともに関係漁業者等の理解と協力を頂けるように、今後も丁寧な説明や意見交換を進めながら検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次に資料の2-3を御覧いただきたいと思っております。こちらから委員会指示の関係の御説明となります。

この2-3は、委員会指示の今回の案の概要というふうになります。キンメダイを獲ることを目的とする刺し網漁業につきまして、太平洋の公海においては大臣の許可、それから各都県さんの管轄海域においては漁業権漁業や知事許可漁業などで営まれているというふうに承知しておりまして、それ以外の我が国の排他的経済水域、いわゆるEEZ内、日本のですね、では、多くが立縄や一本釣りによる自由漁業として営まれている状況にあるというものでございまして、この委員会指示につきましては、そのキンメダイ資源の管理・回復を図るためにEEZ内の漁業についても一定程度の規制を設ける必要があるということでお示ししております規制海域の範囲を対象として、引き続き来年度においても委員会指示による規制を継続していくため、今回、御審議いただきたいというふうに考えているものでございます。

基本的にはこの対象となる者が実績のある者というふうにしておりまして、現在、先ほど御説明したとおり1者のみでございまして、令和5年度においても底刺し網漁業を営もうとする者については委員会の承認を受けていただくというような仕組みになりまして、その承認証の船舶内の備付けとか、船舶のブリッジに承認番号を表示することとかですね、それから漁獲成績報告書の提出の義務等の規制が内容となっているというものでございます。

次に進んでいただいて、横型の縦書きの実際の委員会指示の第四十五号（案）というふうになります。具体的な昨年度の指示内容からの変更としましては、委員会指示の番号ですね。それから、その発出年月日、それから会長のお名前、御氏名ですね。ほか操業期間

の、操業の承認の対象期間を本年4月1日から来年の3月末までという形で変更すること。それから、委員会指示の有効期間を令和5年3月15日、こちら次のページに載っているんですけども、令和5年3月15日から6年3月31日までの間に有効期限を設けるといような内容になっておりまして、一言で申し上げますと単純なアップデートというよう内容になってございます。

資料は次のページを御覧いただければと思いますけれども、「別記様式第一号」、承認書の様式ですね。二号は表示すべき承認番号の様式となっております、こちらの方は従前と同様でございます。

さらに資料を進んでいただいて、キンメダイの事務取扱要領となります。この案ですね。こちらは承認に関する事務の取扱いを定めたものでございまして、今般の見直しでは、今申し上げましたとおり必要な年月日の更新ですね、それから指示番号の更新、それから、それ以外に実質的な内容としまして、3番において操業の承認をしない者に関する規定を変更したいということでお示ししております。

この第3項でございますけれども、従前の規定ではイというものが従前の規定に同意、同じ意味として規定がございました。イに規定をしておりますのは、委員会により承認の取消しをされた日から1年を経過しない者のみを承認しない者として規定してきたというものでございます。今回新たに追加を御提案させていただく内容としまして、暴力団員等排除の規定が先般の改正漁業法の中で規定されたということがございますので、それに伴いまして広調委承認の漁業においても同様の規定を追加するということを考えまして、申請書の添付書類の中に、この後に出てきます「別紙様式第3号」というのがございますけれども、その第3号「適格性に関する誓約書」を追加して、これまでの各号様式は適宜号番号を繰り下げするというような内容で御提案しております。新たな第3号の様式も含めまして、各様式は次の4項に規定しております「別表」に掲げる必要な書類の1つとして位置づけているところでございます。

具体的なこの3項でございますけれども、操業の承認をしない者としましては、今申し上げました従前のイの規定のほかに、新たにロに規定している暴力団員等や暴力団員等なくなった日から5年を経過しない者、それから新たなハとして、法人の場合においても、その役員やまたは操船や漁ろうを指揮監督する者である使用人が暴力団員等である者。そして新たなニとして、暴力団員等がその事業活動を支配する者。これらについて該当する場合は承認をしないというよう内容になってございます。

このほかの非常に事務的な改正ということで、各様式において申請者の住所や氏名を載せる欄がございまして、そちらのところには「住所」というふうにあるんですけども、法人の場合は「主たる事務所の所在地」というような規定が必要だったところ、その部分が不足しているというか、規定が足りなかったというところがございますので、そういう意味では適正化をさせていただきたいということでの御提案をさせていただいたところがございます。

すみません。雑駁でございますが、今回の委員会指示の案についての御説明、以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○北門会長 はい。どうも御説明ありがとうございました。

皆さん、御意見等はございますでしょうか。御質問、御意見いかがでしょうか。

事務局、会場の方で挙手等ございますでしょうか。

○三上補佐 事務局でございます。会場は特段ございません。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

ウェブの方いかがですか。チャット確認しましょうか。

はい。特段、御意見ないようですけども、委員会指示第45号案及び関連する事務取扱要領案ですけども、シンプルな年月日の更新及び修正、改訂があったようですけども、皆さん、いかがでしょうか。

はい。神奈川県、宮川さん、お願いいたします。

宮川さん、聞こえますでしょうか。

○宮川委員 はい。聞こえますか。神奈川海区の宮川です。

聞こえますでしょうか。

○北門会長 はい。聞こえております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川委員 はい。キンメのTAC導入に関して神奈川県から一言、少し言わせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○北門会長 はい。どうぞ。

○宮川委員 はい。資料の2-1の3ページを見ますと、数量管理をするのが前提となっているんですが、とはいっても我々は自主的管理で一生懸命やってきまして、反対しています。それで数量管理をすると我々の経営が成り立たなくなる可能性があるし、どれだけの効果があるかもよく分かっていません。漁業者はみんな疑問を持っています。

資源管理が必要だから、我々は一生懸命取り組んでいるところで、資源管理のやり方に

については要望、水産庁さんと相談しながら進めていきたいと思っています。数量管理以外のやり方があるし、漁業者はみんな納得していません。自分たちは資源管理そのものは昔からやってきて、それは大賛成なんですけれども、数量管理でいいのかはみんな疑問を持っている。数量管理に断固反対します。数量管理を一方的に進めることはやめてもらいたいと思います。

自分たちは一生懸命自主管理をやってきています。で、この場で、ステークホルダー会合が行われると思うんですけれども、この場でステークホルダー会合は漁業者の合意が得られるまでは何回もやると約束してほしいです。なぜなら漁業者の合意なしに話を前に進めないと、公の場で何回も水産庁さんが言っています。数量管理をする上で漁業者の合意は必要条件です。

それで、他の魚種のステークホルダー会合に私も先日参加させてもらいましたが、漁業者の意見を無視して法律で決まっていることだからというのを盾に我が道を行くようなふうにはしか見えませんでした。これはとても危険な行為だと思います。このまま数量管理を強引に押し進めて、漁業者が経営に行き詰まり廃業や自殺に至った場合、水産庁はどう責任を取るのでしょうか。もはや漁業者に対するいじめやハラスメントとしか思えません。本当に漁業者のことを考えているのなら、こんなことをするわけがない。なぜならキンメの漁業者に限らず、全ての漁業者がTAC導入に反対しているからです。ぜひ考え直していただきたいと思います。

以上です。

○北門会長 はい。宮川委員、どうも御意見ありがとうございました。

切実な御意見だというふうに思いますけれども、水産庁……

○斎藤管理調整課長 はい。管理調整課長をしている斎藤でございます。

昨年末に、今日も資料をつけておりますけれども、資源管理手法検討部会といったものを開催いたしまして、キンメ漁業者の方々の声、問題点、どう考えているのかといった意見交換させていただきました。また、今日の資料も浜周りについてというふうなことで先ほど紹介させていただきましたけれども、横書きの表で、いろいろな御意見があるといったものを頂いているところでございます。

我々といたしましては、やはりこういった今御発言も踏まえて、また、こういった課題整理されたものについて、どう要するに今後、要するに回答していくのかといったことが求められているところだと思います。できるだけ早く、これらの宿題頂いたと認識してお



りますので、それをこういう考え方でまた進めていくんだといったことを返しまして、早い段階で皆様の協力、理解といったものを得られるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

皆さんが何を考えて、どうしているんだという意見、重々承知しておりますので、それに対して応えていくというふうなことを今後やっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○北門会長 はい。斎藤課長、どうもありがとうございます。

私も、この資料を頂いて、非常に丁寧にまとめられていて、かつこれからの取組について課題、問題点等をしっかり整理されて、対話をしていく、そういう取組に関して認識したところですので。今、水産庁の方から御回答いただきましたように、今後も対話を続けつつ、よりよい資源管理に向けて協力体制が築いていければというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。千葉海区、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 千葉海区の石井です。

今日の太平洋南部キンメダイに関する委員会指示には賛成でございます。

ただ、このキンメの資源評価については一言、言わせていただきます。

資源評価、国が出された資源評価の信憑性というんですか。実は自分は勝浦なもので、勝浦の平成3年、4年、5年とこの1月から2月の2か月に関する水揚げ量を調べたんですよね。そうしますと、3年、4年が大体175から152トン。今年度は270トンなんですよね。270トン。例年と比べて大体178%の水揚げが実績として残っています。これは、12月から始まっていますよね。だから国が出してくれた資源評価については本当に信憑性を疑うものでございます。

なおかつ、その12月の検討部会ですか、手法検討部会。そのときも委員の2人の先生はTACを適用するのは不適當である、部会長から漁業者の行っている資源管理効果を十分に評価する必要があると言っていますよね。だから本当に、先ほど神奈川の方も言っていましたとおり、漁業者の合意抜きにこのTACというのはやらないでほしいですよ。

今、初めに言ったとおりキンメの資源量も増える傾向になっていますよね。そういう中で、これ、キンメの資源評価、あまりにも国が出した資源評価と乖離があるようなら、これは元に戻してやり直すべきだと思っています。

水産庁はすぐ漁獲量、漁獲量と言いますけど、現在は意図的に漁獲量を抑えています。

だから、C P U Eを見てください、C P U E。それで漁獲努力量というのは、各漁場、過去のデータ持っていますよね。だから何か比べる場合にはやっぱりどこか同じ条件でなければならないということで、漁獲努力量を過去のデータと比べて、よかったときのデータと比べて現在どうなっているのか、そういうのを見ながら資源管理していけばいいんじゃないのかなと、このように考えています。

以上です。

○北門会長 はい。石井委員、どうもありがとうございます。

水産資源の評価あるいは管理というのは不確実性の下でのサイエンスであり、かつ、です。不確実性に絶えず直面して決定をしていかなきゃいけないという難しさがあるわけですが、逆にそういうことが分かっているので絶えずしっかりモニタリングをしていく体制というのをつくっていくというのも資源管理としてのパッケージだというふうに思います。

C P U Eをしっかりモニターしていくというのももちろん大事ですが、C P U Eもいつも同じ条件で比較できるわけじゃありませんので、そこにもやっぱり科学的な知見を含めて、しっかり資源の動向を抽出していくということが必要だというふうに思いますので、頂いた御意見、議事録にももちろん反映させるわけですが、今後の水産資源研究の検討の材料にさせていただけるんじゃないかなというふうに思います。

水産庁の方から何か御回答ありますか。

特段よろしいですか。ありがとうございます。今、ちょっと画面、会場の……

○三上補佐 すみません。事務局でございます。高田委員から発言を求められております。

○北門会長 あ、失礼いたしました。はい、どうぞよろしく申し上げます。

○高田委員 静岡の高田です。

今までの会合に私も出てきましたが、やはり漁業者が言われていることはT A C反対だと。ただ、やはりこの間の中でいろんな問題点がかなり、T A Cにいくにも問題点がかなりあると思うんですよ。その問題点がこうやって出ている以上、やはり漁業者ともう一度、この問題点が解決できなければ先に行かれないと思うんですよ。だから、そういう面でも、やはりもう少し漁業者の意見、聞いていても多分反対となるだろうけど、やはりこのできない、いろんな問題がここに積み重なっているんで、やはりその点をもう少しこう明瞭に出してもらいたい。いろんな問題がかなり出ているはずなんですよ。簡単には行かないと思うので、ぜひその辺をお願いしたいです。以上です。

先に神奈川県さんと千葉県さんが反対表明しちゃっているので、そのところじゃなく、やはりその会合の中で感じたことは、やはりこれ、いつまでたっても会合が終わらない。同じことを両方が言い合っているのだから、これ、まとめるにはやはり、まとめるというか、やはりそのところの問題点がこれならできるとかって、いろんな問題が出てくると思うんですよ。一切それが出ていないので、それをお願いしたいのと、これがどっちになろうと精度の高い資源評価は必ずやってほしい。で、今問題になっているのは、魚が釣れても食害、この食害を何とかしないと、やはり魚が、資源管理して魚が釣れても漁業者は何も悪いことないので、ぜひそこら辺にも目を向けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○北門会長 はい。高田委員どうもありがとうございます。

問題点の列挙だけではなくて、それをどうやって解決していくかということも含めてパッケージとして議論をしていかなきゃいけないと思うんですけども、さらにその解決がすぐにできる問題となかなかできない問題もありますので、併せてタイムフレームと言いますか、そういったビジョンがないとやはり納得できないというところも多分にあるかと思えます。御意見ありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。

水産庁さんの方から何かございますか。特段よろしいですか。

○宮川委員 神奈川の宮川です。よろしいでしょうか。

○北門会長 失礼しました。はい。宮川委員どうぞ。

○宮川委員 繰り返しになりますけど、この会議の流れとしてステークホルダー会合が行われると思うんですよ。で、我々2回ほど、ほかのステークホルダー会合を聞いていた限りでは2回ぐらいしかやらせてもらえていないような感じではいるんですよ。で、皆さん、漁業者、全然納得していないのに3回目をやってくれて再三言っていたにもかかわらず、「やります」なんて言葉は一言も出てきませんでした。

で、ステークホルダー会合ね、漁業者が納得が得られるまで何回もやってほしいんですよ。その中で解決策を見つけて合意に至ればいいと思うので、何回も漁業者が納得がいくまでやると、水産庁がここで約束してくださいよ。できませんか、それは。

○斎藤管理調整課長 よろしいですか。管理調整課長でございます。

キンメダイにつきましては、複数回浜周り等々をやらせていただいておりますのでござ

います。頂いた意見を踏まえて、しっかり対応していきたいと考えております。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。ちょっと待ってください。

では、特段、御意見等、御質問等ございませんので、本件につきまして賛成、反対について御意見頂ければというふうに思うんですけれども、賛成、反対についてマイクでオンにして御発言いただけると助かりますけれども、いかがでしょうか。

もし異議がないようでしたら、異議なしと発言いただけると。

○石井委員 委員会指示については賛成でございます。

TACの考え方については、先ほどお話ししたとおり漁業者の同意を得るよう努力してください。

○北門会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ただいま委員会指示第45号案及び事務取扱要領案についての議論をしているところですが、皆さん、いかがでしょうか。

もし特段、反対意見ございませんでしたら、今頂いた意見、貴重な意見をたくさん頂いたかというふうに思います。また、私の印象としましては、水産庁の皆さん、これまでも多大な努力を払われたかというふうに思うんですけれども、これまでの議論もありますし、それから今日頂いた意見もしっかり受け止めていただいて、今後もしっかり御尽力いただけるんじゃないかというふうに思っております。

会場からも異議なしの賛成の声も頂いたようです。ありがとうございます。

それでは、本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第45号を本日付で発出するとともに、キンメダイ底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領を本日付で制定することとし、今後の事務手続上におきましては軽微な修正等があった場合、会長一任とさせていただきますというふうに思います。

事務局におきましては、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いいたします。

それでは、議題（3）のその他に行きたいと思っております。

①令和5年度資源管理予算についてです。事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○永田資源管理推進室長 はい。資源管理推進室長の永田でございます。

資料の3を御覧ください。

こちらの資料は議事次第で資源管理関係予算となっておりますけれども、こちらの資料

7ページ目までは、水産庁全体の水産関係予算の主要事項を並べたものでございます。右肩に「令和4年12月水産庁」と書かれておりますように、令和5年度当初予算、当初分については昨年末に政府として概算決定された内容でございまして、現在国会で審議中のものがございます。今後、国会での承認を得て予算成立すれば、4月から執行可能になるというものでございます。

このうち資源管理関係予算につきまして簡単に御説明いたします。

最初に1ページ目、上の方に四角の囲みで1番とあります。「1 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」というところ、ここで資源管理関係の予算大半がカバーされていることとなります。この中で関係するものとして、①漁業経営安定対策の着実な実施、②資源調査・評価の充実というところがございます。ちょっと順番が逆になりますが、②の資源調査・評価の充実について、後ろの、すみません、この一番下にページ番号を振ってあるんですが、資料、後ろの方、抜粋したものですので番号が飛び飛びになっていて申し訳ありません。下のページが16と書いてあるカラーの横長のページを御覧いただければと思います。

「水産資源調査・評価推進事業」という題がついているものでございます。こちらはデータの収集及び資源調査さらに評価の拡充、精度向上やその成果の情報提供等による理解の促進等を推進することとしているものでございます。現在までに資源評価の対象魚種を200種程度まで広げているところでございますけれども、その評価の推進あるいはさらなる高度化に向けて、さらにはスルメイカやサンマ等の不漁の要因の解明を進めるためということで、都道府県、研究機関等との連携、協力した調査船調査あるいは漁業者の皆さんに協力していただいて、漁船を活用する中でのデータ収集、調査さらには市場調査といったような内容の拡充というものになっております。

次のページ御覧ください。

「スマート水産業推進事業」と書かれているものでございます。こちらは漁獲情報収集体制の強化等の予算でございまして、TAC業種の拡大等にも対応するシステムの改修のほか、システムの連携等に向けた調査等も推進することとしているものです。なお、右上、概算決定額のところを見ていただきますと分かる通り、来年度、令和5年度予算においてはデジタル庁予算として計上されております。デジタル庁計上予算及び令和4年度の補正予算の活用により、こういった取組を実施していくこととしているものでございます。

続きまして次のページ、下18と書いてあるところですが、

テム構築促進事業」というものでございます。この資料3の冒頭の主要事項の中には特記されておりませんが、資源管理ロードマップに基づくTAC魚種の拡大導入等の実現に向けた、例えば定置網漁業などにおける選択的漁獲等のための技術開発の推進、TACやIQの導入に向けた漁業者の取組支援、資源管理協定への移行のため及び遊漁については実態把握や資源管理のための指導等の実施のため、それぞれ支援する予算というものでございます。このほかクロマグロ等の漁獲物の合法的な水揚げの確保について、管理体制の構築を推進することとしております。

このように②の資源調査・評価の充実の予算は、まとめて申し上げるならば、新たな資源管理の推進に向けたロードマップに書かれた行程を着実に実施していくための必要な取組を支援するものということができると考えております。

予算の主要事項、最初の方に戻っていただきまして、3ページに3というところ、四角囲み、上にあります「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」というものです。ここのうち、次のページに④、次のページの上に、「④内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策」というものがございます。こちらにつきましては、後ろの方の、この資料3の数字の一番最後ですね。下に26と書いてある資料になりますが、少し詳しい資料がついております。

「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」という題のものです。こちらは「広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流」に関し、資源造成効果の検証の支援、キンメダイ等の種苗生産・放流技術の開発、また資源評価の精度向上に資する標識応用技術の開発を行うものとなっており、新たな資源管理の導入において関係性の高い資源があるものということで、お示ししたものでございます。

続きまして、主要事項の1番の①の「漁業経営安定対策の着実な実施」についてでございます。すみません、行ったり来たりで申し訳ないんですが、資料13ページと書いて、下に13と書いてある横長のカラーの絵を御覧ください。

「漁業収入安定対策事業」という題のものでございます。新たな資源管理を推進、実施していく中で経営支援策というか経営安定対策になります。こちらでは、収入安定対策「積立ぷらす」を含めまして、予算額は昨年度同様の202億円ということで令和5年度当初予算、概算決定されておりますが、令和4年度の補正予算分として380億円措置されておりまして、これも合わせると大きな予算となっているところでございます。

簡単ではございますが、令和5年度概算決定、資源管理関係予算につきまして、私から

の説明は以上です。

○北門会長 はい。どうも永田室長、御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら承りたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

会場の方がいかがですか。特段ございませんか。ありがとうございます。

ウェブで参加の皆様いかがでしょうか。

はい。もし、ないようでしたら、どうも御説明ありがとうございました。

各方面での予算的な措置いただいているということで、承知いたしました。

次へ進みたいと思えます。

次は議題（3）の②その他ですけれども、事務局より1点、本委員会の今後の開催について御提案があるとのことですので、御説明のほどよろしくお願いいたします。

○三上補佐 はい。ありがとうございます。

事務局の三上でございます。私からは口頭による御説明となりまして大変恐縮でございますけれども、今後の広調委の開催について御提案をさせていただきたいと思っております。

これまでの広域漁業調整委員会でございますけれども、各年度、固定はしておりませんが、11月頃、それから翌年3月頃の2回をめぐりに開催をしてきたというところでございます。しかし、11月頃に開催してきました広域漁業調整委員会につきましては多くが報告事項のみというような場合がございます、そのような際には今後は関連する資料を送付するという対応をさせていただけないかというふうに考えております。

一方で、海洋環境の変動等がございます、本委員会の設置目的の1つである広域に分布・回遊する水産資源の管理につきましても新たな管理措置の検討をする必要があることが想定されております。その際には、従来の開催時期にとらわれることなく柔軟にこの広調委の開催をすることをしたいと、そのようなことを検討してまいりたいという趣旨でございます。

本件について御了承いただければと思ひ、御提案させていただくものでございます。

ただし、3月頃の広域漁業調整委員会でございますけれども、本日のように委員会指示の更新が必要な時期などの事情もございますので、毎年度の委員会指示発出に向けました御審議のための開催は基本的に必要というふうにも認識してございます。

いずれにしましても、新たな資源管理の管理措置の検討の必要性を踏まえまして、また

委員各位の皆様方の御意見もしっかり踏まえながら、柔軟な開催に向けて検討してまいりたいということでございます。

なお、直近の次の開催ということでの調整につきましては、これまでどおり日時や場所につきまして会長並びに委員の皆様方の御都合をお伺いしながら、また新型コロナウイルスの感染状況などの勘案すべき諸事情も踏まえまして、検討を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○北門会長 はい。どうも三上さん、御説明ありがとうございました。

はい。御提案なんですけれども、御意見、御質問等ございますでしょうか。

今、千葉海区の石井委員から手が挙がっているんですけれども、多分これ予算のことだと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○石井委員 すみません。予算じゃなくてクロマグロの件なんですよね。

○北門会長 あ、じゃ、ちょっとそれ待ってください。はい。

今後の開催に関する、今、御提案があったわけなんですけれども。はい。

茨城海区、高濱委員お願いいたします。

○高濱委員 細かい事務的なことを聞いて申し訳ないんですけれど、ということは、先ほどの説明の中で、今年の11月は基本的にはやらないで、ほかに振り替えて何かをやるというふうな、そういう理解でいいでしょうか。

○北門会長 はい、ありがとうございます。

水産庁、お願いします。

○三上補佐 はい、ありがとうございます。

基本的に11月やりませんということをお願いしているつもりではございませんで、先ほど簡単に御説明差し上げましたけれども、もしもその時期の状況によって報告事項のみというようなことであれば、開催という形に替えて資料を送付させていただいて御確認いただくということでも対応したいということでございます。

例えばですけれども、それぞれの広域資源魚種につきまして、もしくはその系魚につきまして資源評価がなされて、その後の資源管理措置についての検討が必要になってくるような場面というのがこれからも出てくると思いますし、先ほど申し上げたとおり海洋環境の変動等によっていろんなタイミングというのがまた変わってくるところもあると思いますので、より柔軟に検討を進めていきたいということでございます。



以上でございます。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

高濱委員、よろしいでしょうか。

○高濱委員 はい。ありがとうございます。分かりました。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

ほかの皆さん、いかがでしょうか。会場の方、手が挙がっていますでしょうか。

○三上補佐 事務局です。会場は特段ございません。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

決して皆様の方から意見集約等の機会を減らすということではなくて、むしろもう少し、もっとこれまで以上に有機的な議論ができるようにということの提案だというふうに思いますので、私としても賛同をしたいと、賛同をしているところですけれども、皆様ほかに御意見等ございますでしょうか。

はい。ありがとうございます。

では、次回開催につきましては、先ほど御説明ありましたとおり、新たな管理措置の検討の必要性を踏まえるなどした柔軟な開催をすることとして、適切なタイミングの開催に向けて調整することとしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

はい。議題として、議題の「その他」として事務局の方で予定しているものは以上となりますけれども、これから、せつかくの機会ですので「その他」の議題としまして、皆様の方から、意見をあるいは情報提供もしありましたら、頂きたいと思うんですけれども。

今、千葉海区の石井さん、石井委員の方から手が挙がっているんですけれども、クロマグロのことということなんですけれども。先ほどの委員会指示にはもう戻らないという前提で、御意見頂きたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○石井委員 はい。委員会指示は賛成でございます。

実は今年度のマグロの管理年度は第5管理期間ですか。年度管理ということで、もうTAC管理として5年とそしてその前に試験期間として3年、全部で8年このマグロの資源管理は行っているわけですね。その中で当初から50%の漁獲量削減、30キロ未満は50%で、大型魚で50%、そのような資源管理行ってきた、漁業者の実感としては、現実の海としてマグロは大型のマグロもそうだけど、すごく増えているんですね。だからそういう中で今現在、2年に1度の資源の評価というのを国際的な取り決めでやっているんだと思うんですけど、できたら1年に1回ぐらいの資源評価っていうのを出していただければと

思っています。

国際会議だから、これはほかの国の都合もあると思います。だから日本の国だけでもいいから、水産庁だけでもいいから、マグロの資源状態はこのようになっていますよというぐらい、もしよければ教えていただければと、このように考えています。

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○北門会長 はい。石井委員どうもありがとうございます。

水産庁、もし御回答あるいは御意見等ありましたら、お願ひします。

○斎藤管理調整課長 マグロの資源評価ですけれども、もちろんデータ自体は毎年、毎年取っておるところでございますが、やはり大きなWCPFCという枠組みで要するにやられているというふうなことで、どうしてもその評価のスケジュールですとか、あるいは議論ですとか、そちらの要するに国際的な枠組みの方に引っ張られてしまうというふうなところはございます。

ただ、やはり適切なデータを取って、適切に資源の評価といったものを行っていきたくと、こういうふうにご考慮しておりますので、そういった資源の評価がより皆さんの実感に合ったものとなるように、我々としても努めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

多分、今、石井委員からおっしゃっていただいた意見を解釈しますと、資源評価、毎年行えるわけではないので、国際的なスケジュールもありますから2年に1回とか、あるいはほかの海域のほかの魚種ですと3年に1回の資源評価の更新サイクルになっているんですけれども。その資源評価のサイクル、資源評価を行った年の1年後、2年後、3年後というふうな形で予測をしていくわけですが、今、御回答ありましたようにデータを毎年しっかり取っていくと。データを取っていく中で、どうも想定しているような資源の状況ではなくて、もう少し増えているとか、あるいは減っているとかというふうなことをモニターできることもあるかと思ひます。で、想定していないような増え方あるいは想定していなかったような減り方みたいなことも時にはあるわけですが、仮にそういうことが観察されたら、直ちにそういうものを科学的な根拠として委員会と国際的な漁業委員会等へ報告をしていって、必要に応じて緊急的な措置として資源評価をやり直すとかということは意見することも可能じゃないと思ひますので。

どの程度になれば、どの程度の違いを観察したら、そういうアクションを起こすかとい

うことは、行政的な判断とかにもよりますし、あるいはその情報の科学的な根拠の度合いにもよるかと思うんですけども、リスク管理としては不測の事態が、予測をしていなかった状況があったら、それに応じてアクションを変えていくというふうなことも必要になりますし、もっと話を広げますと、マグロの資源管理を行うときにTACの決め方のルールというのを管理方式として提示しますけれども、その管理方式というのは直近の資源評価の結果、あるいはデータに応じてルールを決めてTACを導き出すというシステムなんですけれども、そのシステムのとおり資源管理を行って、どうもその資源の状況として予想していないような形で増えているとか減っているとか想定外のことが起こったら、資源管理の仕方、見方、やり方を見直すということもパッケージとして、もともと決めていますので。

それと資源評価の見直しとが直結するわけじゃないんですけども、データを毎年取っていく中で、やはりこれまでと違うような傾向が見られたら、それは科学的な情報としてしっかり証拠の程度とともに報告をしていって議論を進めていただくというのが、国内的にも、それから国際的にも必要なアプローチかなというふうに思いますので、石井委員の御意見しっかり頂戴したいと思います。

はい。そのほか、いかがでしょうか。

すみません。石井委員、まだ手が挙がっていますけれども、追加でございますでしょうか。

○石井委員 すみません。どうもありがとうございました。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

そのほか御意見いかがでしょうか。すみません。御意見じゃなかったですね。情報提供あるいは、せっかくの機会ですので、これまで言い足りなかったことあるいは発言するタイミングを逃してしまったことなどがございましたら、マイクをオンにしてお伝えいただければと思います。あるいは挙手等でお知らせいただいても結構ですし、チャットにて私の方にお知らせいただいても結構ですけれども、会場の方向かございますか。

○三上補佐 事務局です。会場は特段ない模様でございます。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

ウェブ参加の皆さんの方からも特に手が挙がっていませんし、チャットの方にもお知らせいただいておりますので、どうも皆様ありがとうございました。

では、これで全ての議事について御了承いただいたということで、認識を共有させてい

ただきたいと思います。

では、議事次第の4に移りまして、閉会としたいと思うんですけども、委員の各位の皆様、御臨席どうもありがとうございました。議事進行への御協力及び貴重な御意見をどうもありがとうございます。事務局におかれましては、本日頂いた意見を踏まえまして、今後の委員会の運営に活用していただきたいというふうに思います。

ちょっと一部、私の声聞きにくいところがあったかもしれませんが、申し訳ございませんでした。

なお、最後になりますけれども、議事録署名人に指名させていただきました都道府県互選委員の有元委員、大臣選任委員の長島委員のお二方には後日事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしく願いいたします。

事務局、よろしいでしょうか。これで閉会して。

特段、事務局の方から何かございますでしょうか。

○三上補佐 すみません。特段ございません。ありがとうございます。

○北門会長 はい。ありがとうございます。

それでは、これもちまして第39回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

午後4時10分 閉会